

# 家族の生成理論 (草稿)

(Generative Theory of the Family)

1977-5-20~24

橋爪大三郎

MS. ca. 120枚

	頁
[内容] (前註)	1
序	
I	3
II	5
総論	9
普遍部門	15
特殊部門	
I	24
II	26
III	30
<家>: 事例研究	33
むすび	55
文献	57

\* この小論は、自ら構想中の『記号空間論』を準備する過程で、まとめたものです。御批判いただければ、うれしく思います。また、御希望の文には、ご丁寧にでも、コメントを呈呈いたしたもので、追加等ありましたら、お知らせ下さい。

(前註) 「家族の生成理論」と名付けたこの論考の企図するところは、ひとくちに言うのであれば、近時、生成文法理論が関与して

(はじめてだいさびらう) : 〒248 鎌倉市材木座5-9-11 振替 横浜51782

PHONE 0467-22-1030

きた生成的的手法に準拠して、家族・親戚領域における一貫した理論を提出すること、にあった。そのような試みが、どのような全体的な狙いのもとに作られたのか、については、以下の「序」のなかでも、いささかのべらねである。しかし、実際のこの論考の論述の内容そのものは、このような企図にとり必要準備作業の域を、なお出ない。表題が予想させるような、「生成理論」に関する具体的、包括的な提案を行うところまで、全然達してはいないので、その点は、ここに申しあげておく。

総論の部分では、上述の企図が実現されるためには、少なくとも一つの部門が必要なることを、のべる。そして、これにつぐふたつの節では、普遍部門、特殊部門に収容されると予想される諸規則を、吟味し、形式化する若干の試みが、行なわれている。さらに、つぐく1節で、日本の<家>制度を例としてとりあげ、その規範を、一種の規則体系へと定式化することを、試みている。これは、家族の生成理論をあくまで希求するという立場から、現在言いうるぎりぎりの線をめざすような作業として、おこなわれた。

ところが、この草稿を準備する途上で、当初の果敢たる予想をはるかに上回る規模で、生成的方法を採用しようとする際のがらみなどのごまき、さまざまなる議論上の問題点が浮かび上がってきた。論者を悩ませることになった。その殆どは、おもに、未解決のままに残されている。このような困難のため、執筆期間も枚数も、予定の2倍をこえることとなり、言語研究会の落氏ほか、多くの方々に御迷惑をおかけしてしまった。心からお詫言する。

そのような意味で、この草稿は、当初の目標よりなるかに遠いものであるが、これだけに、読者の温かい御批判を乞いね、幸いである。

また、この場をかりて、さまざまな機会に有益な議論をた、かめせてくれた、多くの同僚諸氏に、感謝したい。(1977-5-24 記)

## 序

## I

異文化体験が得がたく貴重なのは、もちろん、そのもの珍らしさ故ではなく、自文化を相対化する積極的な契機を人々に与えるから、に他ならない。自文化を構成するさまざまな秩序は、ただおしなべて空気の如き扁平な自明さの裡にとざされていいることをやめ、ようやく、普遍性の濃淡の色あいを伴った偶発的な全体像として、象徴的にとらえられるようになる。異文化体験の衝撃は、特定文化を担うものたちに対して、自文化を、その個別の層と普遍の層とに分離させるよう、強かにはたらきかける。

地球上に散在する(した)諸々の文化の、相互異文化性を、組織的に利用することで、自らを発展させる、という方法を身につけたのは、人類学である。「人間学 (anthropologie)」とも響くこの科学は、大時代な空想癖から自らを解きほちながら、職人芸的な、異文化＝自文化観察者の知的営為へと層一層脱却してゆくことにより、人類の生の諸形態に関する普遍的な知(の断片)と、それに裏付けを与える膨大な資料とを、これまでに積みかさねてきた。一方で、社会学を、社会に対する内視鏡的な考察にたとえるとするれば、このもうひとつの考察法は、社会体系に対してX線的にみるまう視点を手にしている、といえるのかもしれない。このような人類学の、現在の段階でもっともすすんだ形として、われわれは、たとえば、「構造主義」に接することができるのである。

ところで、異文化を相互に比較するという手法を、自らの本質的な方法とするに至った科学に、いまひとつ、言語学があることを、われわれは忘れてはならないだろう。ここで「言語学」というとき、さしあたりわれわれが念頭に置いていいるのは、Chomsky 以来の、変形生成文法の流れをくむ一連の試みである。Chomsky が定礎した生成文法のアイデアは、自らの方法に関して徹底的に自覚的である(ろうとす)る点で、他にすぐれた振る人までいいる。変形生成文法

は、単に言語理論としてめざましい成功をおさめつつあるというばかりではなく、構造主義と比較しても、方法的にはるかに厳密な構成をもつものである故にこそ、特別に注目し得るのである。Chomsky の理論構成においては、人間の心的メカニズム(の一部)が、ひとつの抽象的な装置として、すなわち、適格な記号連鎖の無限集合として捉えられた言語を生成する、一連の規則の集合として、客観的な文法のなかたうつしかえられる。そして、この文法が、個々の言語の固有な属性を記述する個別文法と、個々諸言語に汎通的に存在する秩序を記述する普遍文法とに、区別されてとりだされるのである。

N.B. 構造人類学と、Chomsky の文法理論との、方法的な相関性については、かつて口頭で報告したことがある(\*)、また、近く別に取り組みおとも思うので(\*\*)、ここはとりたてて詳しくたしらないことにする。

以上のような、20世紀中葉以降のたつの社会＝人間科学において進行しつつある革新は、われわれの希求する社会理論のありうべき姿に、一連の要請を追加するものである、と映る——すなわち、普遍的な事象は、普遍的に説明しなければならぬこと、しかも、とりだされた諸々の人間的普遍性のあいだに、べきうる限りの階層性を見出して、それらを相互に関連づけ、ひとつの構造として示すこと、そして、それらの形づくる構造をば、出来れば生成規則の体系のような形で、厳密に記述すべきこと——。

このような要請を是とすべきことには、2重の理由がある。まず第一に、理論の内在的な要請として——理論は、およそ自らがより十全に理論であるための条件を(すなわち、われわれ自らに於いての理念を)、たとえ暗黙のうちにもあれ、自らに具備していいるものを

(\*) 「社会・人間 および〈構造〉 ～ 社会＝人間科学における〈構造〉的方法の射程を論ず」 (1976-10月: 学部高橋ゼミ)

(\*\*) 「〈言語〉派社会学の方法論的基礎」 (近稿予定)

ある。Chomsky が生成文法のために用意した簡潔性の基準にしても、そのようなものの一例なのだが、わけのわからない、生成文法のもつ無矛盾性、妥当性、簡潔性、といった自己評価基準を、完全に形式化した理論のみたすべき条件として、要請したのである。

第2の理由は、理論にとっては外在的な要請を、誤解をおさぬに言えば、理論にある種の「効用」を、わけのわからないが求めていりることによる。もともと、理論的営為が、いかなる種類の効用からも独立しており、無償の行為以外でないことは、いうまでもない。にもかかわらず、わけのわからないがここで、人間の人間的本性を生成的に記述すべきことの要請をもちだしたのは、ひとつの思想がこの理論をその核として懐胎しようと予想されるから、である。

人間が、ある種の必然から自由へと向かって、そのはざまを生きるひとつの過程であるとせよ。そのとき、自らにとって可変的な事象が向であるかが、この人間にとって明らかになる必要がある。というのは、彼(女)は、自らの普遍性の拠りに立って、可変的なものの側にかけあわさることによってしか、自由であることができるからだ。真に不変的なものは、普遍的なものを構成するであろう。しかしながら、あたかも永遠であるかの如き複製をもったものものなげから、偽りの普遍性をつまみだすことができるためには、論理的な判断手続きが、必要である。わけのわからないが欲する理論は、その際の尺度を提供するようなものを探しねばならぬ。

かくして、普遍的なものを追究することは、逆説めくかもしれないが、あらゆる保守主義を破壊する。人間の普遍性に関する形式的理論は、単純な社会化理論や Labeling Theory の方法的な不徹底さを明示し、之を解体吸収しつくすことができるはずである。

## II

わけのわからないは、言語学で成功した理論の構成方法を、家族ないし親族領域へもちこもうとしている。そこで、人は問うかもしれない。

いったいどのような正当性にもとづいて、そのような不埒な振舞いになるのであるか、と。

これにたいしては、まず一般に、つぎのように対応してもいいだろう——理論家は、その着想の源泉をどんなところから盗ってこようと、全く勝手である。第4巻の理論家たちとて、ほとんど例外をなしに、たとえば、Samuelson は物理学から、Lévi-Strauss は言語学から、Chomsky は制約理論から、理論の論理的な組み立てをどっさりそのまま移入しているのではないか——。こうしたことがいえるのは、理論には、その最終的な自己正当化のための手続きが、理論誕生の経緯とは全く別箇に、用意されているから、である。わけのわからないの場合にもまた、大切なことは、理論をどこから借入してきたか、ではなくて、あくまでも、理論が、外的規準に対する記述的妥当性をどれ程まで有しているか、なのだ。

しかし、わけのわからないはまた、いまのべた理由にとどまらず、つぎのような主張にも裏付けられて、この試みを行おうとしている——言語理論を社会理論に「流用」することは、決して単なる拡大適用(extrapolation)ではなく、むしろ、対象に内在する根拠をもつている。社会も、言語と同じく、人間に固有の形成物であり、(しかも人間の頭脳のはたらきを媒介にしてうみだされる規則性である点を、何らちがいはないのだが)——。

『記号空間論』の構想全体におけるわけのわからないの最も基本的な仮設とは、人間における言語現象が、人間的事象一般に対して典型を与えること、したがって、言語と社会体系とは、対象としての同型性を(あるいは実体的な共通性を)有すること、であった。ここからして、言語研究において有効であった方法は、社会理論においても有用であるかもしれない、という見込みがただちに生じてくる。したがって、家族・親族理論を生成論的に構成する試みに成功したとすれば、わけのわからないは、自らの立場に有利な一歩前進を遂げたことになる、といえる。

家族理論が言語理論とかなりよく似た構成をとりうるのではない

かという見込みが、どのようにして生れたかを、ここぞ矢にのべておこう。きっかけは、Chomsky の初期理論 "Syntactic Structures" にあらわれた諸概念が、家族分析にそのままあてはまりそうに思われたことにある。初期理論の構成は、大略つぎのようであった(図1)。Chomsky は、句構造規則からの出力——終端記号連鎖——に義務的変形のみを施した場合に生じてくる文を、核文(kernel sentence) とよんでいる。等価接続変形などの随意的語変形をも施した場合には、必要に応じていくらでも複雑な形の適格文を生成できるはずである(ことにならざる)。このとき、つぎのような

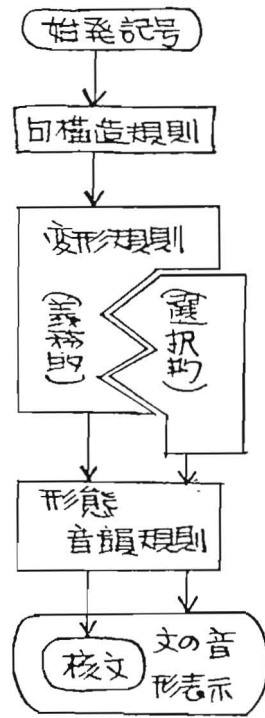


図1

事実に関連が及んだとしても、不思議はないであろう。言語行動がそうであったと同じく、家族・親族的な人間行動もまた、人間と動物一般から区別する固有性に縁とらわれていることはたしかだ、(かも、もっとも基本的で単純な家族形態は、核家族(nuclear family)である! 類推からすると、個々の家族集団として実現されているのは、より深層のある構造(いわば、家族・親族の基底構造)である。この構造に対して、また、さまざまな変形(たとえば、母系変形、父系変形、など)を課することによって、社会人類学が見出したさまざまな親族集団類型を、一貫して説明することができるかもし

れないのだ。そして、このような生成規則の全体が、ちょうど矢の言語領域にあっては人間の言語能力をのこりなく記述するはずのものであったように、この家族・親族領域においても、ひとつの人間的能力を——近親者禁忌の能力を含む、人間の社会形成能力を——記述するものだ、と考えられるのではないだろうか? サリにこ

の試みがうまくすすめられれば、言語能力、それにこの社会能力を包括した、いわば記号能力を、人間性の固有な根拠と考え、そこから社会諸事象を演繹的に構成する、という(ゆいゆいの)立場が、無視すべからざる根拠をもつことになる。

以上のような仕方によって形成される家族・親族理論は、たとえば、つぎのようなものになるかもしれない。

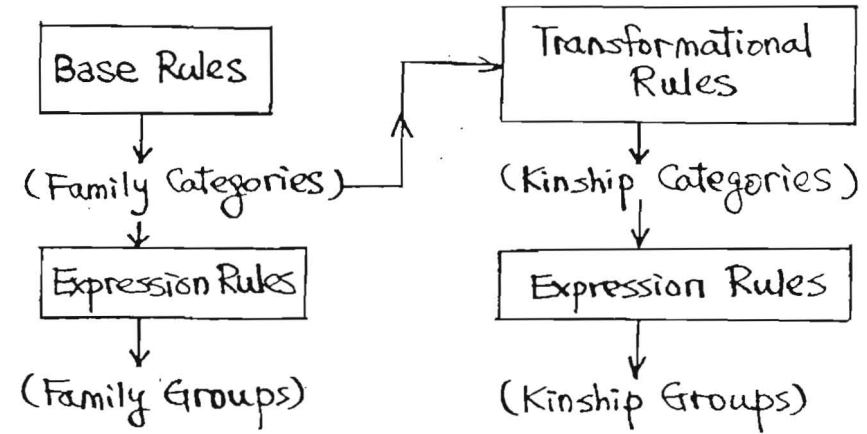


図2

もちろん、このような、一見うまくゆきそうに思えることもない着想も、類推の段階から読みだして、いざ実際にその個々の論点を具体的な事象の中に発見しながらそれらを論理の筋道につないでいこうとすれば、たちまち無数の障壁に逢着する、これは、どのような理論化の営為にもつきまとう、当然すぎるほどに当然の仕儀ではあるけれども。上の着想に関して言えば、たとえば、つぎのような諸点が、ただちに疑問としてつきつけられよう。まが——言語領域では、ある文化/社会の言語規範は、その言語の無数の文の中に実現されており、各個別文法のなかには、基底部門、変形部門がちゃんと含まれている。これに反して、いまあげられた家族領域では、個々の社会/文化は、原則的には、ひと通りのタイプの家族・親族集団しかもっていないはおだと思われるから、言語理論が必要としたような生成規則は、不要なのではないか? あるならば——言語規範は、適格な記号連鎖のみからなる部分集合の形で与えられ、

これをそのまま理論の妥当性の外部規準 (external criteria of adequacy) として採用したから、生成理論を、記号連鎖を生成させるような生成規則の形で定式化することが、可能であった。では、家族・親族領域で想定される適格性は、いかなるものの集合において考えられているのか？ たとえば、それが仮りに、人々が親族関係によって結びつくその特定の仕方といったようなものにおいて、考えられたとしよう。その場合、そのような適格な結びつきを生成させる適当な定式化を、発見できるのか？

これらは、ゆれゆれの方法にとって本質的な困難であり、のちに、これらの問題にいくばくかでもこたえるよう、試みるつもりである (L → <家>)。ただ、ここで言いたいことは、これらの困難は、たえるに値する困難である、と考えられることである。ゆれゆれは、言語事象と、家族・親族事象との実質的な連関をつよく予想し、仮設してはいるが故に、その仮設が正当であるとの可能性が完全に消滅してしまふことでもない限り、理論化につきまとう困難を克服する努力を惜しむことがあつてはならないであろう。仮りにある方式での理論化努力が挫折したとしても、それが、方法上の誤謬によるのか、工夫の不足が原因であるか、判明でないのがつねであるのだから。

## 総論

目下のところ、ゆれゆれは、家族・親族の理論は、3つの部門からなるような構成をとるのが適当ではないか、と考えている。以下で、それら諸部門について、概説を試みたい。

まず、ゆれゆれは、通常のように家族と親族とを切りはなして考えるような仕方を探らず、むしろ、両者を連続する単一の領域であるとしてとらえ、同一の枠組みから説明しようとする立場にあることを、あらかじめことわっておこう。たとえば、図2において、両者は Base Rules を共有してはいる。

家族・親族領域とは、いかなるものか？ それは、直観的に言うならば、性と生殖に密着して集団形成がおこられるような、人間の活動の一領域なのであるが、より形式的には、つぎのような規定を与えておくのがよからう——「生誕」を直接の契機として成員を獲得する集団形成を、「家族・親族」とよぶ。

N.B. この規定は、核家族が制度として解体しても、あるいは、婚姻制が消滅しても、「家族・親族」概念が、ひとつの領域をさす範疇としては残存するように意図している。また、一見して明らかにならぬ、共住、共食、…等の要因を、(さしあたり)この段階では一切無視してある。

この規定では、子の出産を予想しない一時的同居のよなものを、排除してはいる。また、たとえば、「公営新生児施設」のよなものを、含めたいわけでもない。というのは、たとえ新生児の「生誕」を直接の契機として、自動的にその施設に収容してしまうような例外的なメカニズムがあつたにせよ、それ以外の成員たち、たとえば保母は、自ら「生誕」に関与しているわけではなく、別の労働力市場メカニズムが何かを介して、その成員たるをえたのであるから。

さて、3つの部門を、順をおって説明しよう。

第1の部門は、家族・親族領域にあらゆる人間の普遍性を記述する諸規則の集合からなる。これを、ゆれゆれは、普遍部門 (Universalistics) と名づけることにする。

普遍部門が前提とするのは、固有の人間領域に外在する諸々の普遍性、たとえば、自然諸法則、自然諸範疇などであるが、それら自然的秩序から、普遍部門は、自らを介してはいる。ここには、構造主義にいうところの、「恣意性の原理」があらわされている。普遍部門は、このような恣意性の根拠となる、根源的能力を記載すべき部門であるが、それは、順をおってみればわかる家族・親族領域の普遍諸範疇がおりなす階層性において、表現されることになるだろう。普遍部門は、普遍文法に相当する理論的構築物なのだ、とさしあたり想定しておいてもよい。

第2の部門は、種々の文化的変異を派生させるような一連の規則の集合を、収容する——これを、ゆいゆいは、特殊部門 (Particularistics) とよんでおこう。

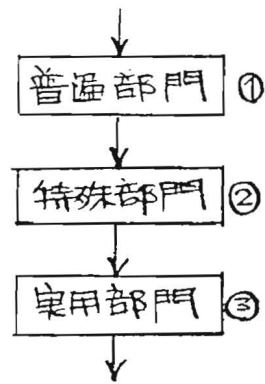
特殊部門は、普遍部門からの出力を受容し、それに依拠して、家族・親族領域において選択的に生起するさまざまな規範化された骨格的な集団形成原理の諸類型を記述するための、部門である。個々の文化/社会の特異性は、一連の選択的規則の選択の特異な措方式として、表示されることになる。

第3の部門は、特定の文化/社会のなかでの非規範的選択肢間の選択などを、説明するための部門である。これを、ゆいゆいは、前2番との対比において、実用部門 (Pragmatics) とよぶことにする。規範化された規則として特殊部門に書きこむことのできなかつた諸原理——当該社会体系内の秩序へと転化する見込みのない個別的な利害や状況判断や偏好などを支配する諸要因は、すべて、この実用部門に収容されることになる。

これら3部門の関連を、簡明に図示すれば、つぎのように示せるだろう(図3)。各部門の実際上の内容については、次節以下でのべるとして、その前にはお論じておくべきことがある。

自然的秩序と、社会の実際の姿との間に、ゆいゆいは、①普遍部門、②特殊部門、③実用部門、の3つの部門が介在することを想定した。このような仮設は、さしあたり、つぎのように批判にまが晒されるであろう——(i) これら①~③の諸部門の内、いずれのひとつも、不可欠なものなのか? その存在を仮定しないでもすむ部門は存在し得るのか? あるいは、他から独立でない部門は、存在

(Natural Laws etc.)



(Social Reality)

図3

し得るか? (ii) これら①~③の部門以外にも、想定しておく方がよい装置はないのか? ゆいゆいは、(i)に対しは、否、あるゆえ、3部門は互いに独立で、そのどのひとつも不可欠である、と答える。これに関連して、家族・親族領域における既存の説明原理のいくつか、つまり、(a)素朴な経験主義、(b)機能主義、(c)構造主義、を批判的に検討の素材とすることができよう。(この議論のうち幾分かは、家族・親族領域に限らず、他の社会領域の理論全般において、そのまゝあてはまるかもしれない。) また、(ii)に対しは、回答を保留しよう。というのは、3部門からなる家族・親族理論の形式化がある程度すすみ、その記述的妥当性が検証された段階で、その代替理論との間に、この(ii)の疑問を提出しても、いっこうに遅くはないからである。

普遍部門(①)の必要性は、家族・親族領域において、通文化/社会的な普遍的特性が存在することによって、弁証される。かりにこのような普遍性が存在しなかつたならば、A社会の「家族a」、B社会の「家族b」、C社会の「家族c」……を、同一の概念のもとに包摂して論ずること自体が、その根拠をうしなつてしまふことになる。さしゆいゆいは、このような普遍的な特性として、近親禁忌、婚姻、ならびに、家族の基本的諸規範の存在を、指摘することができると思う。

N.B. 霊長類学(Primatology)の研究者たちのなかには、高等猿類の群聚は、事実上近親禁忌を回避するメカニズムがらなるとしていることを発見したことと根拠にして、近親禁忌を、人間の固有性のリストから外そうと試みている者がいるが、ゆいゆいは、いくつかの理由から、これはなお早計にすべきだろう、と考えている。

つぎに、特殊部門(②)の不可欠性について。これは、家族・親族領域の諸事象が、単一文化/社会の内部では、ある程度の統一性に服してゐるのに対し、互いに異なる種々の文化/社会間においては、いちぢるしち相異、対照を示してゐる、という経験的事実によって、明らかに弁証せられよう。この事実は、家族・親族領域に、

各社会の個別的な変異規範が介在している、と考えるならば、説明できない。

ところで、逆に、家族・親族領域が、すべて、③に記載されているような規則によつて、のこるところなく支配されているばかりだ、とすれば、①、②は不要である。しかし、①の普通部門を大きくわけにはいかないのであることは、11頁のバチ。特殊部門は、①によつてその上限を画されているのだが、実はその一方で、③の实用部門によつても、同時に、その下限を画されている、と考えるべきではないのである。

实用部門(③)を大きくすることができないと考えるべき理由は、なにが? —あらゆる規則は、カテゴリーを介して指示されるはかりものである。たとえば、言語理論においては、 $S \rightarrow NP + VP$  などの形で、文法範疇が用いられた。また、語彙も、その本質は、範疇であるといえよう。同じように、婚姻規則のたぐいは、たとえば、"MBD (母方第1次ヌイトコ) と婚姻すべし" という形で、親族範疇をもちいて表示される。ところで、この規則が社会関係のなかで実現されるためには、このカテゴリーを解釈しなおし、具体的な個体におきかえる変換(操作)が、必要である。ある個体にとって、MBD は、何人もいるかもしれないし、あるいは、1人もいないかもしれない。このような決定メカニズムをそっくりそのまま規範として一般的にのべることはできないから、これを②に収容することは、原理的に適わない。かくして、实用部門は、特殊部門の出力の側に、不可欠の位置を占めることになる。

言語的な実在は、その本性上、カテゴリー的実在である。たとえば、Chomsky は、言語の生成的な記述の対象を、ideal speaker-hearer の言語能力・言語直観に限定し、实用論上の問題は、言語運用にかかわるものとして、文法の外へ押しやることができた。言語が、このように規範化されたカテゴリーの体系として存していることで、固有の言語領域は、他の、言語外的な人間の諸活動領域からの相対的な「分離可能性」にめぐまれており、生成的に記述される

に恰好の位置にある。

N.B. 言語領域が、他領域から分離可能であるとしても、その逆、つまり、他の人間の活動領域が、言語領域から分離可能であるということ、にはならない。

これに対して、家族・親族事象は、社会体系の一部として、個々の具身の人々の結びつきのなかで実現されるべきにはない。したがって、言語規範と、実現された言語との間の落差であれば、言いまじがいや受取の範囲でつかみうるのに対して、家族・親族領域の場合には、そこに、明白に、現世的諸「利害」が介入してくる。とゆえ、この領域では、本来 Pragmatics のはたらくべき余地が、きりめて大きいのである。

ここから逆に、家族・親族領域の諸事象のうち、实用部門において語らねばならないことは、家族・親族領域の本質に帰属すると考えるべきではない、という判断が帰結する。

家族・親族領域を形式的に記述しようとするれば、その外的規範をいかにかに求めなければならぬが、ゆえに、これを、实用部門(③)の出力の、ではなく、实用部門への入力の水準に、想定すべきである。もっともこの手順には、実際上少なからぬ困難を伴うと予想されるけれども。

(二のち、ここに、①、②、③各部門の取り扱いについて、(a) 経験的一般化、(b) 機能理論、(c) 構造主義、がいかにかかっているかを、批判的に検討する記述する部分がつかぬのであるが、省略する。その論旨は、近稿(p.4 参照)に、できるだけメモリ二むっせりである。





性別論において、ゆいゆいはまた、つぎのような仮設をもうけてみたなおである (P.18 H9)。

H 家族・親族は、①性別、②母子、③婚姻、の3つの Basic Categories (のみ) によって、演繹的に構成される体系である。 <1>

以下、ゆいゆいが普遍部門を試みようとするのは、上の仮設の更質化である。上の <1> にいう、3つの Basic Concepts については、図中に □印をつけておいた。この図4より明らかになるように、これらの Basic Categories は互いに独立である (他から演繹可能ではない)。

では、この3つの Basic Categories から、どのような展開が、以後おこなわれるのであるのか? 見通しをつけるために、概念の算出関係と、簡明に図示しておくのも、よいだろう (図5)。

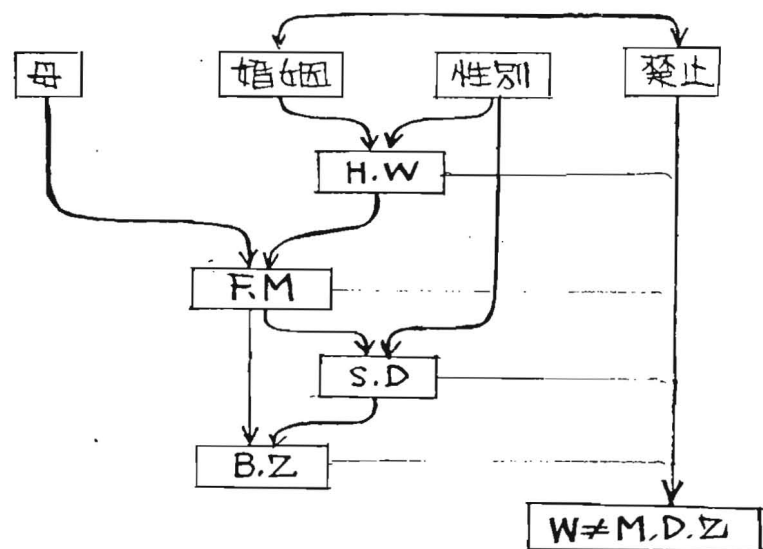


図5

まずゆいゆいは、婚姻について論じる。「性別論」で与えた婚姻の定義は、つぎのようであった。

D 規範化された異性愛は、婚姻である。 <2>

婚姻は、容易に示されることであるが、他の Basic Categories に置えきれない。そこで、<2>のような婚姻の定義は、婚姻規範とい

自体としての存在の根拠として、あたかもひとつの公理の如くに、普遍部門の中に要請される。

ところで、ここでいう「規範」について、のべてみよう。規範化は、いかなる点において、生じてくるか? いいかえれば、婚姻は、(異)性愛一般と、いかに区別されるのであるか?

婚姻は、婚姻外の性関係と対立し、それから区別されることによって存在するかの如くに、思われがちである。しかし、婚姻は、ただちに、婚姻外性愛を禁圧することを、意味するとは限らない。とすれば、

Th. おがでの婚姻制が、姦通を派生するとは限らない。 <3>

Col. 姦通禁止は、選択的な婚姻規範である。 <4>

とはいえそうである。ただし、

D 婚姻外性愛であるという理由で非難される婚姻当事者の性愛を、姦通という。 <5>

婚姻は、付随する婚姻規範を全てとりのぞいた際においては、ただ、群衆の中における具体的な異性対の(定常的な)「結びつき」のある仕方であって、それが、ただ他の一連の婚姻との区別において、存在しているにすぎない、としか言えないだろう。

Th. 婚姻は、他の婚姻と対立することにおいて(のみ)、婚姻として存する。 <5>

かくして、婚姻は、他の婚姻に対しは自らを閉じてみせることによって、自らの独自の位相を保つ。このようなとき、婚姻は、かならずひとつの倫理として、たちあらわれる。

Col. 重婚は禁止される。 <6>

ただし、

D 複婚であるがゆえに、婚姻規範に反する複婚を、重婚という。 <7>

D 複婚とは、同一個体が同時に複数の婚姻の当事者であるような場合を、いう。 <8>

婚姻は、その自体が規範であるから、個体と個体との間で、2値

的な性質を備えてゐる——ある個体とある個体とは、婚姻関係にあるかないか11すればいいのであり、非婚姻から婚姻への移行（としてまた、婚姻から非婚姻への移行）は、截然と区画されてゐる。婚姻は、このような意味において、社会体系からあるひとつの執行であり、規定作用なのである。

以下の定義は、常識的である。

- D 配偶者の11おれもが、複数の婚姻の当事者とならないう  
は婚姻を、単婚という。 <9>
- D 婚姻の反規定を、離婚という。 <10>
- D かつて婚姻の当事者であった者が、再び婚姻の当事者とな  
ることを、再婚という。 <11>
- D 婚姻の両当事者は、互いに他の配偶者である。 <12>
- D 互いに配偶者になることにもとがかり、両者の間に生ずるカ  
業を、配偶者間分類という。 <13>

婚姻自体に関して、こゝでのべておくべきことは、ほぼこの程度であつて、婚姻の具体相は、特殊部門、ならびに、実用部門における規定にまたなければならぬ。

N.B. 親族理論における歴史主義的な立場は、婚姻の歴史性をかゝる之とこゝに成立する。というのは、母子関係も、また、性別も、(彼らの差による) 必然たる自然的カテゴリーである、たゞ婚姻のみが、社会的カテゴリーであり、人為的であり、従つて、可変的であることにあるからである。かくして、「野蠻・未開人」は、原始的な、之(2, 近代人は、「近代的な」婚姻もある(のぢな11い)ならぬ)。

ゆゑゆゑが、普遍部門の中に、婚姻を書き込むのは、之を自然カテゴリーから区別し、はみか、歴史主義とは異なる立場にたつことを、明示している。

婚姻に112以上の定義を与えたのち、つづいて明らかにすべきは、之からどのようなして、家族の基本諸範疇が算出されるのか、その秩序である。

D. 配偶者は、性別に即していへば、互いに他に対して、H,  
Wである。 <14>

Hは、husband の略で、"夫"を意味する。Wは、もちろん、wife の略。また、x, yを個体名としたとき、

D.  $xHy : x \text{ is husband to } y.$  <15>

のよう書くことにしよう。

Th.  $xHy \Leftrightarrow yWx$  <16>

つぎの定義が、重要である。

D 母のHを、Fという。 <17>

D  $xMy : xFWy.$  <18>

上のふたつの命題(<17>, <18>)は、「社会的な父」「社会的な母」に相当する概念を、定義してみようとしたものであるが、実はなお問題をのこしてあり、完全に満足すべきものとはなつてゐない。もちろん、Fはfatherの、Mはmotherの、FWはfather's wifeの、略である。

D  $xFz$ , および(または)  $yMz$ は、その反射的な規定として、性別に応じ、 $zSx$  および(または)  $zSy$ , ないし、 $zDx$  および(または)  $zDy$  を、帰結する。 <19>

こゝで、 $xSy$ は、 $x \text{ is son to } y$ ,  $xDy$ は、 $x \text{ is daughter to } y$ の意。つぎに、

D  $xBy : xFSy$  かつ(または)  $xMSy.$  <20>

D  $xZy : xFDy$  かつ(または)  $xMDy.$  <21>

と定義しよう。Bは、brother, おちゆち"男キョウダイ"の意、Zは、sister, おちゆち"女キョウダイ"の意である。

D H, W, F, M, S, D, B, Z, を、家族の基本範疇と称する。 <22>

と、とりあはず考へておくことにしよう(Leech, [1974]: 247)。

B, Zを、基本範疇に含めたい方がよい、とも考へようが、よくわからぬ。

ゆゑゆゑは、近親禁忌と独立に、婚姻を定義し(<2>)、上の

基本範疇をみちびいた。禁忌が、婚姻に関して、禁止として作用するから、次の公準を、普遍部門のなかに、要請する必要がある。

$$H \quad xMy \rightarrow x\bar{W}y \quad \langle 23 \rangle$$

$$H \quad xDy \rightarrow x\bar{W}y \quad \langle 24 \rangle$$

$$H \quad xZy \rightarrow x\bar{W}y \quad \langle 25 \rangle$$

あるいは、上の代替的表現として、つぎのように言ってもいい。

$$H \quad xWy \rightarrow x\bar{M}y \quad \langle 26 \rangle$$

$$H \quad xWy \rightarrow x\bar{D}y \quad \langle 27 \rangle$$

$$H \quad xWy \rightarrow x\bar{Z}y \quad \langle 28 \rangle$$

あるいは、性別を逆にした表現も、同じことをいっていい。

$$H \quad xFy \rightarrow x\bar{H}y \quad \langle 29 \rangle$$

$$H \quad xSy \rightarrow x\bar{H}y \quad \langle 30 \rangle$$

$$H \quad xBy \rightarrow x\bar{H}y \quad \langle 31 \rangle$$

ただし、 $x\bar{W}y$  は、 $x$  is not wife to  $y$  を意味する、等々。このような、一次血族員 (primary kin) に対する禁止は、互酬性 (reciprocity) の原理の最も素朴な表現でもある。

禁止と、基本範疇とのあいだには、次のような関係がある。

Th. 禁止を仮定しないとき、家族の基本範疇は、個体間の性関係の一義的な表現であることが、できなくなる。〈32〉

Col. 禁止は、近親間の性関係を、家族の基本範疇による一義的な二項関係へと、整序する。〈33〉

禁止は、以上のような効果をもつが、これが禁止ない(禁忌の存在)する理由であると考えられることはできまいだろう。

自然的対称に対する、単なる心的内発性としてあった近親禁忍は、婚姻が規範として成立することを契機にして、特定の関係範疇に対する禁忌へと、うっしかえられる。禁忌は、家族の関係範疇を介してはたらかざるものとな。たために、より迂回的にしか関係をたどりえない対称にまで転移・拡大することができず。また、禁止は、婚姻の恣意性と複合して、いかなる派生的な関係範疇にもはたらくことが(原理的に)できる。

$R$  を、任意の家族・親族関係(基本範疇の複合として表現できる関係)としよう。

D.  $xRy \rightarrow x\bar{W}y$  をみたす  $R$  は、近親関係である。〈34〉  
言うまでもないが、禁婚となる対称は、近親者に限らる。ここには、集団帰属に拠る場合との別を、関係範疇を根拠にして禁婚が指定される場合をもつて、近親者の定義としてみた。普遍部門に、たとえば、 $R = MZ$  なる場合、すなわち、

$$H \quad xMZy \rightarrow x\bar{W}y \quad \langle 35 \rangle$$

なる規則を書きこんでおく方がいいが、問題は、〈23〉～〈25〉を充分なように思われる。

家族の基本範疇 (H. W. F. M. S. D. B. Z) は、互いに対立することにより、その価値をえており、当該集団の性関係を介在化する演算子 (operator) として、作用する。

あれこれの社会を、実際に性関係が裁断される仕方は、親族呼称法 (Kinship Terminology) に、投影されている。〈22〉式の諸関係を、「基本範疇」とよんでいるのは、二つが、あらゆる呼称法に共通に見出される、ということを含意しているのではない。むしろ、むしろ「表層の範疇」を根拠がける「基底の範疇」として、少なくともこの程度を考えておかなければならぬ、ということだけも含意している。

さて、ここを次のように言おう。

D. ヒトの(自然的な)群聚のなかの個体をとりまく性関係が、その個体の生涯と同時に、上の基本範疇によつて秩序づけられるような場合に、その群聚のあり様を、家族・親族空間とよぶ。 〈36〉

これは、かつてわれわれが「社会空間」とよんだものと、同義である(橋爪, [1971])。

最後に、いわゆる核家族理論について言っておこう。Radcliffe-Brown や Murdock, さらにその他の多くの追隨者たちは、核家族こそが、通文化的、普遍的な単位である、と主張している点にお

112. 一致して113. 之れに対して, Lévi-Strauss [1945] は, 「親族の基本原子」なる概念を挙げ, 之れこそ唯一基本的な単位である, と主張した。亦なゆち, 図6の(a)ではなく(b)の方が基本的である, というのだ。彼は, また, 最近もこの主張をくりがえしている (Lévi-Strauss, [1973])。

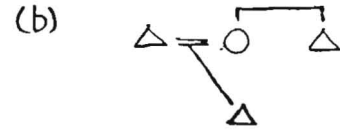
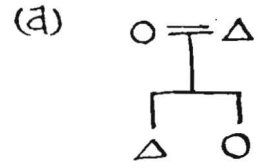


図6

ゆいゆいモ, 核家族が普遍的である (あるいは, 基本家族形態が普遍部門に書きこまねばならない) との主張には, 与しない。之れに有利な証拠が。之うあるゆいゆいはないからであり, また, Lévi-Strauss が言うように, (b)の方が, W/Zの対立, すなわち, 近親禁忌の普遍性を表示しているからである。

ただし, Lévi-Strauss が, 核家族論に反対しながらも, なおにやら「原子」ないし「基本要素」のような実体を想定して見ているらしいのに対して, ゆいゆいは, 最終としてだけ, 家族の普遍性を志せようとしている。家族集団のような具体的なものが実現されるには, 実用部門を介さないわけにはいかぬ, というのがゆいゆいの立場である。おそらく, 家族には, 集団としての普遍性があるわけはない, というのも, 実現可能であるう。そこで,

D 家族(集団)とは, 家族範疇の現実態である。 <37>  
とだけ, 定義できる。

## 特殊部門

### I

特殊部門は, さまざまの親族システムを特徴づける諸々の規則を収容すべき部分である, として考えられた。これら規則は, 高度に選択的であると予想される。なぜならば, 親族組織を特異なまでに発達させる種類の社会があるかと思えば, その一方で, ゆいゆいの社会を含め, 親族組織をまったくなくしてはいほとんど発達させない社会もあるから, であり, また, 一口に親族組織, 親族システムと言っても, そのなかには, 実に多様な変異が見出されるから, である。特殊部門は, これら所与の茫漠たる多様性を, 比較的少数の, 一連の選択的な規則の組み合わせとして記述し, 素材の混乱を整序するものでなければならぬ。

親族事象を整理するには, さまざまの仕方が可能であるうけれども, ゆいゆいは, ここで, ふたつの軸を視角として提出することにした。之れは, 親族の統合構造, ならびに, 親族の連合構造, のふたつである。

ここで, 生成文法を学ぶか潮る Saussure の統合 (syntagme) ・連合 (paradigme) 概念をもちだしてきたのは, 埃まみみの古物趣味をばも頭なく, 親族事象が, 固有に, このふたつの軸において自らを実現する規則性として成立しているから, であり, また更に言えば, 資本制の存立機制自体もまた, 親族領域と同様に, その統合構造と連合構造を有する (少くとも, ゆいゆいの構想の中では, そのように見せることができる) から, である。

N.B. 資本制の統合/連合構造について, ここでもう少し説明しておいた方がいいかもしれない。

なぜ, 数の伝統社会では, 親族組織の発達が目立つのに, 産業社会では之れらが見出されないのか? この疑問に対する最も素直な答えは, 伝統社会の親族システムと, 産業社会の社会システムとの間に, 機能的な代替関係がある, とみることである。親族システムと, 資本制とは, 相補的に

布ある(あるいは、互いに、一種の異音(allophone)の如き関係にあると云ってもよい)。この分布の相補性を説明するには、両者が、人間の社会的行動領域の、同一の部位にかかぬ、と考えるのが、妥当であろう。かくして、親族システムが、統合構造と連合構造とをその本質的な契機としているとすれば、資本制の存在によつても、まったく同様のことが言えるのである。資本制下では、資本制的諸主体は、資本制的市場という連合構造に於いて、相互にむすびつく。個々の資本制的な主体自身はまた、自らを、諸個々の実在の資本制的な統合構造——資本体——に於いて、実現している。資本制下では、個々が自らの実在を統合する原理が、本来社会システムの秩序が有していたものの理性的な全体性から切りはなされ、単なる資本体の統合原理(と云えば、利潤動機)に、下属することを、余儀なくせられるのである。このような分裂は、親族領域にも、当然あらわれてくる。親族集団の即時的な意識が、婚入者やその親族に対して過剰な敵意や警戒心の虞となるのは、親族システムの統合構造と連合構造とが、互いに互いに垂直をなしていることを示すものだ。

親族の統合構造という言葉で、わけわけは、家族・親族空間における、規範化した(部分)集団形成原理の一切を、指示することにしよう。具体的には、出自集団、居住集団、その他の形成を説明する諸規則を、含意に於いている。また、親族の連合構造という言葉で、わけわけは、家族・親族空間における規範化した婚姻原理の一切を、さすことにする。初期の親族研究は、専ら統合構造にその注意を集中させたが、最近では、親族の連合構造に対しても、少なからぬ注意が払われるようになってきている。

家族・親族空間のなかで、統合構造、連合構造が規範化される仕方に依りて、図式的に、わけわけは都合4通りの場合を区別して考へることが、できるであろう(図7)。第1の場合(①)は、統合構造も、また連合構造も、ともに親族システムに規範化された場合であり、特にその形式化が徹底した事例として、オーストラリアにみられるような、婚姻クラスシステムを、あげることが出来る。緊

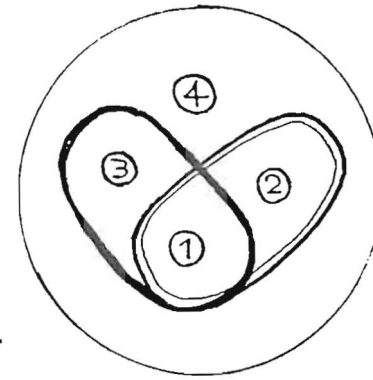


図7

- : 統合構造が規範化されている,
- ◎ : 連合構造が規範化されている,
- : 家族・親族空間

密に組み立てられた一般交換システムも、このようなものと考えよう。

N.B. 図7での①+②を、Levi-Straussは、「親族の基本諸構造(les structures élémentaires de la parenté)」と概念化した(212)。しかし、わけわけの枠組みから言えば、この「基本構造」が格別に「基本的」であるとみる理由はなからぬ。

つぎに、②を示しているのは、格別親族組織を形成させないが、婚姻に際して、強い相手嗜好を有するような場合である。

N.B. 母方婚(matrilateral marriage)とは、male egoからみて、たとえば、MBD(母方の血縁者)を、配偶者とする場合をいう。

③としては、アフリカなどに広範囲にみられる、リニ干システム等が考えられる。婚姻は、リニ干間で、ある種の偶然(ランダムネス)にまかせられる。

④は、核家族制をとると否にかかわらず、明瞭な婚姻規則も親族組織も有さぬような場合である。

そこで、わけわけは、まず、統合構造をめぐる一般的諸規則を論じ、つぎに、連合構造をめぐる諸規則を扱うことにしよう。

## II

自然秩序的な生殖の因果連鎖をさすために、「血統」ということばを用いることとすれば、家族・親族空間において成立する〈血縁〉の概念は、このような血統とは、全く区別されるわけがなからぬ。

<血縁>は、まあ何よりも、すぐれて幻想的な関係性である。

この血縁が、個体間の関係性であるという意味で、たとえば2項関係Pとしてあらわせるもの、とする。すると、

$$D \quad xPy : xとyとは、血縁である。 \quad <38>$$

となる。

$$Th \quad xPy \Leftrightarrow yPx \quad <39>$$

N.B. 血縁関係Pは、厳密には、

$$(∃z)(z(M \vee F)^n x \wedge z(M \vee F)^m y) \rightarrow xPy \quad <40>$$

と書くべきである。ただし、<40>は、“xとyとは共通の祖先が”いるなら、xとyとは血縁である”とら意味である。

D 自らと血縁によっておぼされた人々のあつまりを、血族という。 <41>

D 配偶者の血族を、姻族という。 <42>

D 血縁に因与的な示標によって類別された人々のあつまりを、親族(集団)という。 <43>

とこそが、少し考えてみればわかるように、無規定のままの血縁は、実効的な集団形成原理たりえない。これは、

$$Th. \quad \overline{xPy \wedge yPz} \rightarrow xPz \quad <44>$$

おなげら、血縁関係Pが推移律をみたさないことから、明らかである。これは、集団の輪郭がぼけてしまつて、成員権すら確定しない。

父系、もしくは母系の系譜(lineality)は、二のような血縁Pに関し、ある規定性を追加すればえられる概念である。いま、F\*なる関係を考え、つぎのように定義しよう。

$$D \quad xF^*y : xFx_1 \wedge x_1Fx_2 \wedge \dots \wedge x_nFy \quad <45>$$

F\*は、家族範疇の累加性として、父系血縁を表示する。これと同様に、

$$D \quad xM^*y : xMx_1 \wedge x_1Mx_2 \wedge \dots \wedge x_nMy \quad <46>$$

とおけば、M\*は、母系血縁を表示する。

$$Th \quad xF^*y \wedge yFz \rightarrow xF^*z \quad <47>$$

$$Th \quad xF^*y \wedge yF^*z \rightarrow xF^*z \quad <48>$$

$$Th \quad xM^*y \wedge yMz \rightarrow xM^*z \quad <49>$$

$$Th \quad xM^*y \wedge yM^*z \rightarrow xM^*z \quad <50>$$

は、自明。

出自(descendant)とは、親の成員権によつて子の成員権が決定される集団帰属方式のことである。これを、ひとつの操作と考え、Dとよぼう。

$$D \quad xDy : x \text{ is descendant of } y. \quad <51>$$

$$D \quad yD^{-1}x : y \text{ is ascendant of } x. \quad <52>$$

$$Th \quad xDy \Leftrightarrow yD^{-1}x \quad <53>$$

Gを、出自Dによつて生成される、任意の出自集団とすれば、<51>式は、

$$y \in G \wedge xDy \rightarrow x \in G \quad <53>$$

を合意する。

D D^{-1}がF\*であるとき、Dを、父系出自(patrilinal descent)という。これによつて生成される集団を、父系出自集団という。 <54>

D D^{-1}がM\*であるとき、Dを、母系出自(matrilinal descent)という。これによつて生成される集団を、母系出自集団という。 <55>

D D^{-1}が(F \vee M)であるとき、双系出自(ambilineal descent)という。 <56>

D Dに制限がないとき、Dを、共系出自(cognatic descent)という。Dによつて生成される集団を、cognatic stockという。 <57>

D ある家族・親族空間に、ふたつの出自原理D1, D2があり、D1^{-1}がF\*, D2^{-1}がM\*であるとき、その家族・親族空間は双系出自(bilineal descent)である、という。 <58>

これ以外に、しかるべき出自原理が、発見されたり、發明された

りしなIIとは、IIえなII。たとえば、Mundugomor 族では、男性の場合D'はM、女性の場合D'はF、という仕方が、考案されている。という。

D 父系出自と母系出自とを総称して、単系出自(unilineal descent)という。 <59>

Th 単系出自は、tree をなす。 <60>

出自集団をGとおけば、x°を適当な祖先に固定すれば、

D  $G = \{x | x D x^{\circ}\}$  <61>

とかけよう。父系出自集団を、G(p)と書けば、

D  $G(p) = \{x | x^{\circ} F^* x\}$  <62>

と示そう。x°が、系譜をたどりうる実在の個体であれば、G(p)は、(父系)リ=干'とよばれるし、x°が、単なる抽象性(たとえば単なる名称もしくは架空の祖先)であれば、G(p)は(父系)クラン(あるいは、氏族)とよばれる。x°が、動物システムであるときには、x°はトーテムとよばれた。

27頁からこゝまでのべてきた事柄は、単に、常識とされてくる事柄を、形をかえて表現しただけにすぎない。そこでつぎに、ゆいゆいは次のような疑問を呈してみよう。ゆいゆい、なにゆえ、ほとんどあらゆる伝統社会で、人々は、自らの家族・親族空間を、親族集団へと組織するのであるか？

ヒトがよりあつまるには、なにゆえの理由があるだろう。生産形態によつては、集団としてあることが、必須である場合もある。そしてなによりも、自然の只中にあるヒトにとつては、群聚としてあるという(斬与の)事態が、ひとつの資産であり、失うべからざるものなのだ。そのような意味で、おそらく、ヒトが群聚形態を崩したことは、有史以前においても、ただの一度もなかつたであろう。

群聚が、家族・親族空間に転移した段階で、親族集団が普遍的に形成される理由として、ゆいゆいは、とりあえず、つぎのふたつをあげておこう。まづ、父系にせよ、母系にせよ、単系出自原理は、家族・親族空間を、ふたつ以上任意の数の離散的な親族集団に「直

和分解」するための、形式的な操作原理たりうる点が、重要と思われる。

Th 単系出自原理は、直和分解作用を有する、最も単純な出自原理である。 <63>

N.B. 直和分解とは： $\Omega$ を全体集合  $A_1, \dots, A_n$  へ、その真部分集合とあるとき、

(i)  $A_1 \cup A_2 \cup \dots \cup A_n = \Omega$  <64>

(ii)  $A_i \cap A_j = \emptyset$  ( $i=1, n; j=1, n; i \neq j$ ) <65>

がいづれも成立する場合に、 $A_1, \dots, A_n$  は、 $\Omega$ を直和分解するという。

<63>は、構造主義風の言いまわしでは、"単系出自は考えるに便がある(good to think)" ということになるかもしれない。(かゝる)単系出自原理によつて集団を組織しておけば、集団間の連合構造がうまくはたらく限り、集団の再生産はほとんど自動的に保証されることになる。また、連合構造を、婚姻規則として規範化するのも、きわめて容易である。

さてまた、いまひとつの理由とは、単系出自の場合には、系譜を媒介する個体の系列が、同性の系列であり、交配しないから、性別分業系にまとわれた性別規範や技術を継受するのにも、きわめて適している、ということである。

Th. 単系出自と、性別分業系とは、高度に同源的である。 <66> 親族の統合構造が、実際に、どのような生産形態、所有形態、...と結びつくか？ あるいは、個々の社会において、いかに多様であり、喰いちがっているに相違ない。いまあげたふたつの原理(<63>, <66>)からいって、単系出自が如理するに似てゆしいあらゆる要素が、単系出自システムと結びつきうるであろう。(根系出自システムには、なにが如理するに似てゆしい問題がまた別に存する。) 二れら具体相は、いまどうも論じる余裕がないので、つぎ、連合構造に、主題を転じることにする。

III

親族の連合構造においては、(主として)婚姻の規範化に関する諸形態を扱うのであるが、これについては、すでに論じたこと以上書き加えることはないので、省略することにした(橋爪, [1973], [1975])。しかし、何も書かないというのも、あまりに不親切なので、簡単なことだけのべておこう。

- D 配偶者を、自己を含む特定集団の外から選ばなければならぬ、という婚姻規範を、外婚制という。 <67>
- D 配偶者を、自己を含む特定集団の内から選ばなければならぬ、という婚姻規範を、内婚制という。 <68>
- D 配偶者を、自己の特定関係範囲相当者のなかからえらばなければならぬ、という婚姻規範を実現するよう規定婚という。 <69>
- D 配偶者を選択する範囲を積極的に規定する規則を、婚姻規則という。 <70>

婚姻メカニズムは、ある社会では、規定婚なり婚姻規則の形をとる明確な交換システムに結果し、またある社会では、まったくランダムな過程に任される、一種の市場メカニズムのようにまる、弛緩しうる。

N.B. ニコニ市場メカニズム と言っているのは、単に、「交換の相手を選べない」というだけの含意で用いており、決して、婚姻を人身売買に見たてる、といったたぐいの含意はない。

親族の連合構造が、婚姻交換システムにまで規範化される場合には、ふたつある。母方婚 (matrilateral marriage) を規定する規則は、一般交換システムを生成し、両方婚 (bilateral marriage) を規定する規則は、限定交換システムを生成する。

オーストラリアにみられる、婚姻クラスを伴った限定交換システムの一般形は、2ルクラスシステムである。これは、複数の(女系)居住集団が円形の連合構造を形づくり、自らを、一世代毎に交替する(母系)半族に分かれた上で、両隣りの居住集団との間に(一世代毎に)半族外婚を行う、というメカニズムを有しており、かくして、統合構造と連合構造とを無矛盾に実現しているような、親族システムである。

わけわけは、普遍部門、特殊部門につづくものとして、実用部門の存在を想定したので、順序から言えば、このあとここで、実用部門についても、ひと通りの考察を行なっておくべきところである。しかし、そうしないのは、つぎの理由による。

生成文法が、これに先行する構造言語学に反対する意味ありから、その理論構成の前提としていたのは、観察可能な事象から直接に出発することをやめ、そのかわり、あらかじめある種の理想化(ない(抽象化))を施しておいたものを、言語資料 (corpus) として採用すること、であった。なぜならば、記号的な規則体系が生成するのは、一群の記号連鎖といった、記号的存在以外のものではない、抽象的な言語資料のみが、理論の外的規準(もしくは、制御の標的)として採用されるにふさわしかったから、である。

家族・親族領域に目を転じてみれば、わけわけは、言語領域の場合に相当する、少くともふたつの対象性の水準を、有している。ひとつは、わけわけが体験する「家族」をも含めて、それ自体として生まれる、繰り広げられていく個々の徹底した具体性であり、いまひとつは、社会人類学、家族社会学が理論として提出するものを含め、家族・親族の規範的な層位における存在(ならびに、それに関する記述の一群)である。わけわけは、実用部門を、このふたつの水準のあいだを埋めるものとして、考えた。わけわけ、実用部門は、定義上規範の圏外にあるのであり、そのあり様について、一般的に組織だった記述を与えることは、できないと思う。むしろ、それ



は、具体的な事例を分析する際、部門①、②に収容できない部分として始めて、個別的に発見されるはずのものである。

とゆえに、ゆえゆえは、実用部門については、結論で言及した以上に何ものべることなく、先へすすもう。次節で、〈家〉を考察するとき、Pragmatics の發揮の仕方について、最も効果的にみることができるともいえる。

## 〈家〉：事例研究

普遍部門および特殊部門が、どのような具体的内容をよめるのかは、あらかじめ決定されるわけではなく、諸々の個別的な文化/社会の家族・親族領域の形式的記述がつかみかたぬらぬることによって、しだいに明らかになるはずのことである。しかしながら、ゆえゆえは現存するところ、そのような試みを、ほとんどあきらめた手にはしてない。先立つ語節で、普遍部門、特殊部門の内容として掲げたものは、さしあたり必ずしも実証的な裏付けがあるとは限らない、仮設体系の断片に、ほかならなかった。

日本の〈家〉制度を、本節で、事例としてとりあげようと思う。すでに扱ったゆえゆえの企図からすれば、個々の事例がどの社会からえらばれようとも、任意であるが、さしゆゆゆゆゆは、出雲地方の〈家〉制度に関する、清水昭俊の11巻と12巻の論考を手にとることができるので、これに素材をかりることとする。

N.B. ここでの典拠は、11巻、清水 [1970]、[1972]、[1973] である。出雲は、日本の〈家〉制度一般の典型例として必ずしもふさわしくない、いくつかの特殊性にまよゆゆゆゆゆの可能性も、十分に考えられるが、ゆえゆえには、そうした点は本質的でないので、以下、〈家〉というときには、出雲の〈家〉制度をもって、日本の〈家〉制度を代表させることにする。

長大な清水論文ののべるところを、必要を予備知識と思われものに関する限りで、きりきりかいつまんで紹介しよう。

この地方の村落社会は、散在する村落共同体(数十軒よりなる部落)から構成されている。この村落共同体は、地縁的村外婚単位として機能するほか、緊密に組織された相互扶助集団として、村落生活の中心をなす。村落共同体は、〈家〉を単位として構成されており、ゆえゆえとも、11かニかの〈家〉に所属することなくして、村落生活をもだの1日もおくることはできない。このような意味で、〈家〉は、村落社会の人々を、直和分割してあり、かくして(清水の用語では)「離散的な」単位なのである。

ところで、各〈家〉は、各世代毎に一組の夫婦を擁するべきもの、と考えられている。たとえば、現家長と主婦(家長の妻)とは、ゆえゆえ、この家の〈オツツァン〉、〈オバサン〉、また、その上の代の夫婦(前家長、前主婦)は、〈オジツツァン〉、〈オババ〉、次期家長予定者とその妻(主婦予定者)とは、〈ワケエツツァン〉、〈ヨメツツァン〉、とよばれる、等。

〈家〉は、その正式のメンバーシップを、結局は、各世代の家長夫婦にしかみとめぬ制度なのである。その余の人々は、単に排除されるまでの間〈家〉にとどまれている「排除予定者」にしかすぎない。

〈家〉の「世代」の観念は、各〈家〉の〈仏〉のシステムに、もっとも明瞭に投影されている。各〈家〉での死者は、その〈家〉の〈仏〉となるが、家長(予定者)および主婦(予定者)がいるのは、一対の〈世代仏〉であり、その余の者がいるのは、〈子仏〉である。〈子仏〉は、〈家〉の歴史を構成することなく、やがて忘れられてしまうのに対し、〈世代仏〉は、「弔い上げ」られてしまうこともなく、いつまでも、その〈家〉の過去性として、仏壇の中に存在しつづける。

N.B. ここにいう、〈世代〉の観念が、中国や韓国などの父系システムの場合と、11かニかに異なっているのは、のちにあげる規則、たとえば、清水の IA2b や IA3b、IB1、IB2 をみれば、明らかであろう。各〈家〉の経済活動の実際は、農地耕作を主とするという以上の

ことは、清水論文において必しも明らかではない。しかし、ゆいゆいはさしあたり、清水の言うように、この村落の実相を以て、共同利害の達成が一定水準において保障されているという前提のもとで、個々の〈家〉が、〈家〉の役割遂行に専念している、という状態として思いがけなくても、大過はないであろう。（「家格」、「隣炭」関係）などについての興味ある記述は、ここでは紹介を割愛する。）

さて、〈家〉を特徴付ける規範のうち、最も注目すべきは、いかた〈家〉が人を〈家〉成員にむかえるか、という、その仕方である。清水の整理してみせたところによると、人が〈家〉成員となるには、①その〈家〉に生まれつくか、②養子となるか、もしくは、③婿入して来るか、の3通りしかなく、人が〈家〉成員でなくなるには、①死亡してしまふか、②婿出もしくは分家の結果、排除されるか、あるいは、③不縁（＝離婚）となるか、の3通りしかない。ゆいゆいは、これらを、〈家〉に関する規則、Personal Insertion (P. I. と略す) の①、②、③、および、Personal Deletion (P. D. と略す) の①、②、③、と称することたしよう。

清水は、〈家〉成員の交替に関して、ふたつの系統の規範を類別している。いわゆる、規範Ⅰは、「家連続者」を獲得すること、いまひとつの、規範Ⅱは、最下世代夫婦の一方の、死亡または不縁による欠落に対処する方法に、関する。前者から検討しよう。

……より正確に言えば、最小限必要な条件は、(1) 家には少くとも一夫婦（つまり最下世代夫婦）がいる、(2) この夫婦には子供が生まれよう、(3) この夫婦と同じ世代に排除予定者（最下世代夫婦の内の家連続者のキョウダイ）がいることもある、である。

このような条件下において、最下世代夫婦の次の代の家連続者として定められる人の種類を列挙してみよう。

IA1 同夫婦の長男

IA2 同夫婦の、長男に次ぐ最年長男子。以下順次、最年長男子。このように、次代家連続者に変更がある場合には、

二つの取扱方法がある。つまり、

IA2a 後に立てられた男子が、長男（あるいは、次の男子次代家連続者）に替る、親夫婦の次の代の家連続者となる場合。これは長男（同上）が幼少の内に死んだ場合である。

IA2b 後に立てられた男子が、長男（同上）の次の代の家連続者となる場合。これは、長男（同上）が成人後に死亡した場合で、死者はこの場合、世代仏にされる。

IA3 同夫婦の最年長女子。彼女が、成人した男子次代家連続者の死亡のあとをうけて次代家連続者となる場合は、IA2b と同様、彼女はこの死者の次代家連続者とされる。これを IA3b と区別し、その余の場合、つまり最下世代夫婦の次代家連続者となる場合を、IA3a としよう。

IB1 同夫婦の内家連続者の弟、あるいは、

IB2 妹。IB1, IB2 の場合、最下世代夫婦と、その次代家連続者とされる弟妹との間に養育関係の結ばれるのが常である。とくに IB1 の場合は、この養育関係はオトオヤコ、オトオヤコと呼ばれている。

Ⅲ 家外に求めた養子。

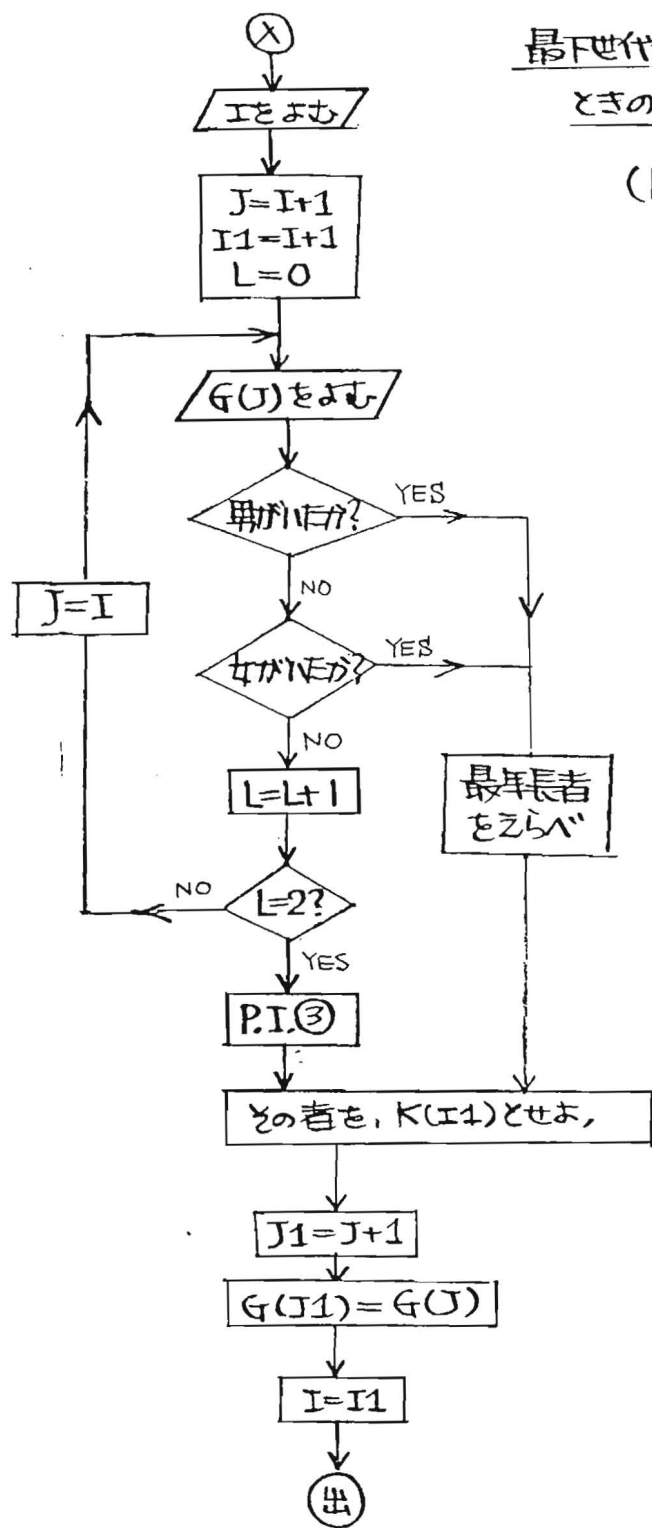
清水[1972]:132

実際に、〈家〉の成員の交替を表現するための定式化を、試してみよう。

いま、単純化のため、IA2a に言うような幼死が一切なく、子供はすべて成人する、としよう。すると、最下世代夫婦につづく「家連続者」の決定は、つぎに示す流れ図のような手順をふむもの、と考えられるはずである（図8）。

このようにして決まった「家連続者」は、家外から配偶者をむかえ、そのようにして婿入した嫁（または、婿）とともに、次代（第*i*+1代）の夫婦をなす。「家連続者」となることをえながら、〈家〉成員は、自動的に、〈家〉からの「排除予定者」となる。

最下世代夫婦が、第I世代なる  
ときの、「家連続者」決定  
(K(I1) DET. と略)



I: 世代  
G(I): 家長(予定者)夫婦を  
のぞき、第I世代  
に属するその<家>  
の成員のリスト  
K(I): I世代の「家連続者」

この図の決定が7=23に  
は、清水のいう4原則  
(清水[1972]:  
193)が、の二と二  
なくもりこまれている。

図8

ところで、規範Iが想定しているのは、(未婚の)「家連続者」の死である。そのような擾乱が生じた場合において、どのように「家連続者」を決定するのかわかる規範Iをあらわすには、図8の仕方では充分でない。そこで、わいわいは、つぎのように考えよう。

- (1) 死とは、人が、<家>のなかで占める位置から、<仏>の位置に移行することである。 <71>
- (i) 家長(予定者)、その妻は、死によって、<世代仏>の位置に移行する。 <72>
- (ii) 「排除予定者」は、死によって、集合的、無世代的な<子仏>の位置へ、移行する。 <73>

すると、<家>成員の交替過程を、わいわいはつぎのように言えるであろう——生まれつきのメンバーは、P.I.の①、すなわち、第I世代の子の列、G(i)のなかに並ぶこと、によって、<家>に登場する。その中から、図8に示した手順(K(I1)DET.)により、1人がえらびだされて、「家連続者」となる。これは、G(i)から、家長もしくは主婦(予定者)の位置K(i)に移行すること、としてあらわせる。養子の場合には、<家>外から、P.I.の③により、直接K(i)の位置に入る(このとき、G(i)は空である)。

- (2) 「家連続者」である(ないし、「家連続者」となる)とは、最下世代のK(i)の位置に、単独でいる(者となる)ことである。(これは、夫婦一方の死により、己れが単独で、K(i)にいる結果となる場合をも、含む。) <74>
- (3) 婚入とは、「家連続者」の配偶者として、<家>外からK(i)の位置へ入ること、である。 <75>

このようにすれば、「家連続者」が死んでしまった場合、すなわち、K(i)から<仏>の位置(H(i))への移行が生じた場合の如置を、つぎのような流れ図として示すことができるだろう(図9)。おなわち、基本的には、矢と変わりがない。

このような定式代が正しいとすれば、その帰結として言えること

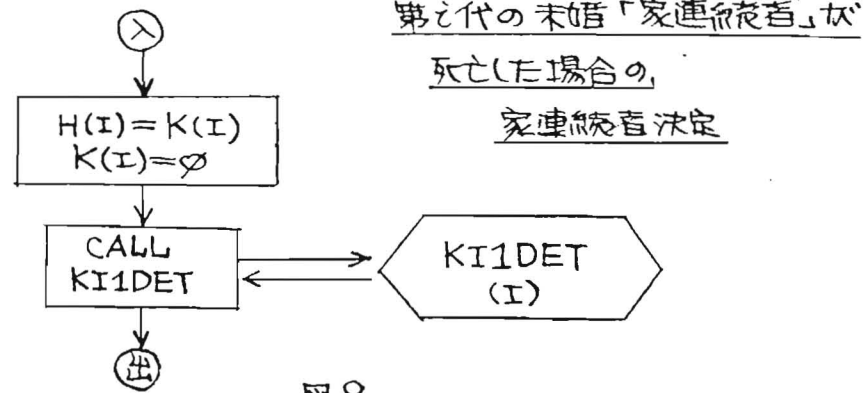


図9

としては、たとえば、(i)同世代に属していても、3兄弟が成人後未婚のまま相ついで死亡したとすれば、そこにある世代に直る世代仏をかぞえるであろうこと、(ii)弟が「家連続者」として死亡したあと、戦死したと思われていた兄が帰ってきたとすると、その兄は弟の次の代の「家連続者」となると予想されること、などである。

N.B. P.I. ①に由来する〈家〉メンバーの中から「家連続者」をえらぶ仕事には、あらゆる場合を通じて、機械的存心と通)の辛順(かゝる。ために、機械言語に 図8 の判順をおきかえてみれば、実際さかのように書けるだろと思う。

```

SUBROUTINE KI1DET(I)
  J=J+1
  I1=I+1
  L=0
  N=20
10 READ G(J,K) K=1,N
  DO 20 K=1,N
  IF (G(J,K).EQ.MALE) DO 30
  KH(I1)=G(I1,K)
  G(I1,K)=∅
  GO TO 99
30 CONTINUE
20 CONTINUE
  DO 40 K=1,N
  IF (G(J,K).EQ.FEMALE) DO 50

```

```

KW(I1)=G(I1,K)
G(I1,K)=∅
GO TO 99
50 CONTINUE
40 CONTINUE
  L=L+1
  IF(L.EQ.2) GO TO 88
  J=I
  GO TO 10
88 CALL YOSHI
99 J1=J+1
  DO 60 K=1,N
  G(J1,K)=G(J,K)
  G(J,K)=∅
60 CONTINUE
  I=I1
  RETURN
  END

```

上の形訳化は、おおむね FORTRAN にもとつていじりつのもりである。しかしわけわけの目的は、「家連続者」決定のメカニズムが、機械的な処理に匹敵するゆいことを示すことだけであるので、FORTRAN の制限にいちいちこだわってはいない。

〈家〉制度では、最下世代夫婦に子供がないなどの理由で、家成員のなかにどうしても「家連続者」をみつけることができないときには、家外から養子をむかえて、これを「家連続者」とする。たとえば、韓国などのような社会の場合には、どこから養子をむかえるべきかに関して、その優先順位が相当厳密に規定されている。それに対して、日本の〈家〉制度では、養子の選択に関して、「その家のカカッタモノ」（おなわち、介出した「家のる」の血のつながった子孫）がのぞましい、という選好がはたらくものの、基本的には、血がとぎれることをも容認する操作であるから、明瞭にルールづけるのがむづかしい。それ故、この選択メカニズム (P.I. ③) を、ゆ

いわけは、実用部門にもとづくものである、と考えるのである。

婚入音の選択メカニズム (P.E.②) についても、同様である。その発動は規範づけられているといえるものの、その実行自体は、実用部門の如理にゆだねられているのだと、考えられるはずである。

さて、清水のいう「規範Ⅱ」は、最下世代夫婦の一方が欠けることによって、「家連続者」の確保が必ずかしくなる場合に、適用されるものである。

最下世代夫婦に生ずる死亡ないし不縁の事故には、形式的にいつて、事故の生じたのが家連続者であるかその婚入配偶者であるか、男であるか女であるかの組合せによって、大別して次の5種を想定することができる。(イ) 男子家連続者の婚入配偶者が死亡、ないし不縁された場合、(ロ) 女子家連続者の婚入配偶者が死亡、ないし不縁された場合、(ハ) 男子家連続者が死亡の場合、(ニ) 女子家連続者が死亡の場合、(ホ) 最下世代夫婦が相対して死亡ないし不縁

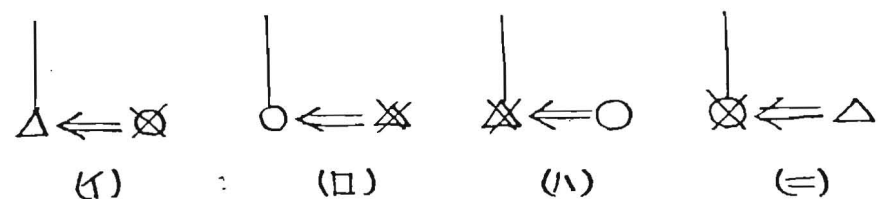


図10 (原論文第3図) 規範Ⅱの4つの場合

された場合、である。これらの内、(ホ) の場合のみは別個に扱うことになる。

これらの場合に規範の示す対処法として、

IIA 死亡あるいは不縁による欠落に対し人員の補充は行なわず、欠落者の果たしていた役割を当座は残された家成員が負担する方法。

IIB 再婚を行なう方式。

IIC <sup>カンゴ</sup>中継ぎを行なう方式。

IID 事故の生じた夫婦とは別の家連続者を立てる方式、がある。4つの場合の各々において採られる方式を列挙すれば、第1表の如くなる。各方式とも、採用される場合(イ~ニ)に応じて異なる形態や性の組合せをとるので、各場面毎に紹介するでしょう。……

表11 (原論文 第1表) 規範Ⅱの諸方式

	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)
A	IIA	IIA	IIA	IIA
B	IIB <sub>イ</sub>	IIB <sub>ロ</sub>	IIB <sub>ハ1</sub> ワイレット婚 IIB <sub>ハ2</sub>	IIB=1 ヨロレト婚 IIB=2
C	/	IIC <sub>ロ1</sub> 娘による IIC <sub>ロ2</sub> 妹による	IIC <sub>ハ1</sub> 娘による IIC <sub>ハ2</sub> 弟による IIC <sub>ハ3</sub> 妹による	/
D	/	/	IID <sub>ハ1</sub> 弟 IID <sub>ハ2</sub> 妹	/

清水 [1972]:199-200.

N.B. ワイレット婚とは、HBとの婚姻、ヨロレト婚とは、WBとの婚姻を、それぞれとする。

規範Ⅱは、一種の異常事態——決しておこらないわけでは無い、特別の事態——に処する、諸々の方式を、指定するものである。それは、一定の状況に応じて発動される規則の一群の、集合であるから、変形規則の採った形式化との類推にもとづいて、それぞれを、

SD : 構造記述 (Structural Description)  
SC : 構造変化 (Structural Change)

のふたつの部分からなるもの。と考えることができるかもしれない。

N.B. さきの規範Ⅰも、"最下世代夫婦が健在である"とら 構造記述に合致する状況のもとで、適用される 構造変化についての「たもの」である。と解釈してもよい。

つぎのようなことを、考えてみよう——(i)清水のいう「規範Ⅱ」の一群を、どのような規則として、形式化するのがよいか？ (ii) それら規則のあいだの関係は、どのようなものであるか？ (iii) 特に、清水が主張しているような、規則のあいだの(適用の)優先関係を、存在すると思われるか？

まず、規範Ⅱのおのおのの分析法が前提としている SD を発見することから、はじめよう。清水のいう (1)~(5) の状況は、最下世代の夫 (=uを, KH(Ⅰ) と記す) ならびに妻 (=uを, KW(Ⅰ) と記す) の存否等に関して、次のように、区別できるにちがいない(表12)。

	KH(Ⅰ)	KW(Ⅰ)
(1)	+ : - [Foreign]	-
(2)	-	+ : - [Foreign]
(3)	-	+ : + [Foreign]
(5)	+ : + [Foreign]	-

表12

N.B. +[Foreign] という素性は、婚入者であること (P.I.③に於ける出力であったこと) をあらわす。

(1)~(5)のうち、清水が最も典型的である、と言っている。(そして、もっとも複雑な) (1) の場合を、みえてみることにしよう。(1) の場合、実にさまざまな措置がとられるように思われるが、それらの SD を調べると、互いにほとんど重複してはいないようである。最下世代夫婦と同世代の「排除予定者」を G(Ⅰ)、最下世代夫婦の子を G(Ⅰ1)、「男性である」という素性を [M]、などとあらわすと、(1) 群の諸方式が適用される場合の SD, SC は、各々、

つぎのように示されるだろう(表13)。

	G(Ⅰ)	G(Ⅰ1)	: SC
ⅡA	/	+	∅
ⅡB1	+ : + [M]	/	LEVIRATE
ⅡB2α	+ : + [M]	+	WED
" β	+ : - [M]	+	WED
" γ	-	/	WED
ⅡC1	/	+ : + [M], + [F]	NAKATSUGI (1)
" 2	+ : + [M]	+ : (+ [M])	NAKATSUGI (2)
" 3	+ : - [M]	+ : (+ [M])	NAKATSUGI (3)
ⅡD1α	+ : + [M]	-	FUEN, KI1DET
" β	+ : + [M]	-	KI1DET
ⅡD2α	+ : - [M]	-	FUEN, KI1DET
" β	+ : - [M]	-	KI1DET

表13

これらの諸規則は、互いにどういう関係にあると見えるであろうか？ 11くつかは、互いに SD が一致していて、SC は選択的な関係にある(たとえば、ⅡA と ⅡC)が、また、SD が互いに背反的であるものもある(たとえば、ⅡC1,2,3 と ⅡD1,2)。このような関係は、(1) の決定手順の全体を、ひとつの流し図として示せば、なおのことほ、まきりあるであろう(図14)。節点 (opt) を共有してはいるふたつの変形操作は、たがいに「選択的」である、と111、そうである場合を、「無縁」である、ということにあらわすよ11と思ふ。

N.B. 表13の右端の欄に示した方式のよいといふは、後述と同様に、機械言語をあらわしてあらわせないことではない。たとえば、

```

SUBROUTINE LEVIRATE(I,G(I,K))
KH(I)=G(I,K)
G(I,K)=∅
I=I
RETURN
    
```

END

のように。したがって、図14の樹全体も、形式化しようと思えば、できるわけである。

規範Ⅱ(Ⅰ)群  
の、手順流れ図

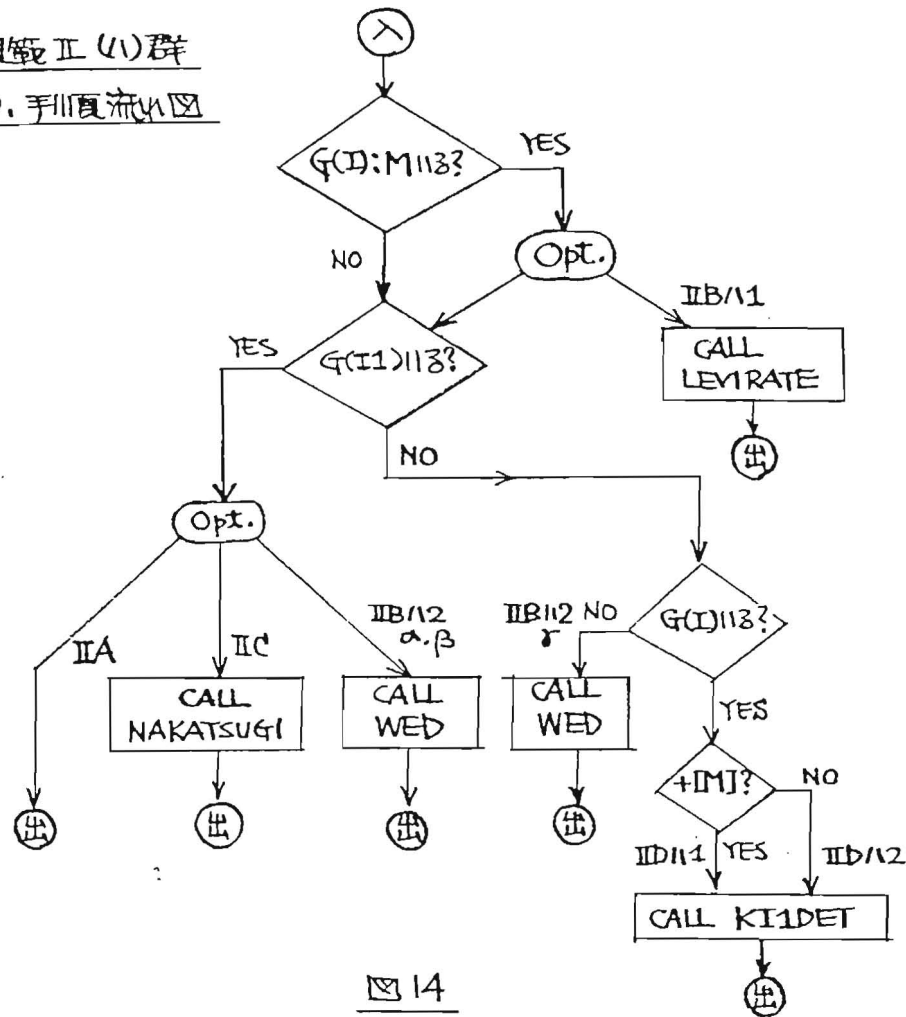


図14

N.B. 図14は、厳密にはさらに細分化すべきところを、いくつか含んで113が、ここでのわけわけの主旨にあまり関係がな11ので、省11てある。

(Ⅰ) 群の規範は、図14のように示すことができたが、(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 群の場合も同様にして(かく、もっと簡単に)一連の手順の流れ図に示すこともできるだろう。(Ⅰ)~(Ⅲ)は、規範Ⅱの場合をわけて11るので、<家>の成員交替過程に関する規範の記述は、ひとまず完成したことになる。

(Ⅳ)~(Ⅴ)は、別々のSDを有する別々の規則として示されること

に帰ったが、ある11は、これをまとめて、ひとつの流れ図に収めてしまうことも、可能であろう。ある11はまた、図14に関して、別の形の枝わかれ図を書くことが、おそらく可能である。このようなことは、いくつかの規則のあいだに、「適用順序」なる関係を想定しようとする行き方に、否定的な見通しを与える材料だ、といえると思う。

<家>の成員交替に関する規範が、図14で示されるようなものだとすれば、わけわけは、次のように言えることになる。①互11に無縁な規則相互の間には、順序の関係はありえないこと、②互11に選択的に規則相互の間にも、順序の関係を考える必要はなさそうであること(選択自体は、特殊部門の含む規則の間の順序ではなく、実用部門の処理に、わけわけられる)、③ここでの例を11えれば、他の規則に対して優先的に適用されるような関係にある可能性があるのは、IIB11(レヴァレート婚)だけであろうこと、である。

とすれば、わけわけは、清丈がためら11ながらものべた、規則の順序性に関するつぎのような仮説を、(少なくとも、清丈の論文にあげられた材料からみる限りでは)承認するわけには11か11ようである。

以上の考察に基づいて、次のように概括することができ。 (Ⅰ) の場合における指方式は、過去の対如、現在の対如、未来の対如、未来現在の対如の各種があること。これらの指方式は、前の項が必ず優先的に指示され、それが採用しえない11し採用する必要がある場合に後の項が指定される、という優先関係の連鎖によって、一系列をなしていること。この系列は、過去の対如 [IIB11→IIB12] → 現在の対如 [(IIB11→)IIB12] → 未来現在の対如 [IIC11→IIC12 → IIC13] → 未来の対如 [IIA] であること(矢印は優先関係を示す)<sup>23)</sup>。

23) この優先系列上のIIB11の位置は、若干保留が必要かもしれない。この方式は、過去の対如に優先するが、この方式が本来、過去の対如(IIB11)と現在の

又如(II B12)とを折衷した性格のもの、西方式の長所を兼ねたものがあること、211中の優先があることから、(II)の諸方式をらぬく優先系列のこのように解釈を許すべし。

清水 [1972]: 213

〈家〉に関する一連の規則のなかに、本当に、向らかの順序性の如きものが存在する、とみなすべきかどうかについては、慎重に考えてみる必要がある。たとえば、先の規範I(「家連続者」の決定)に含まれていた、向たつの規則を、例にあげよう。一方の規範 IA1, IA2 は、「最年長男子を「家連続者」にせよ」、もう一方の規範 IA3 は、「最年長女子を「家連続者」にせよ」であって、

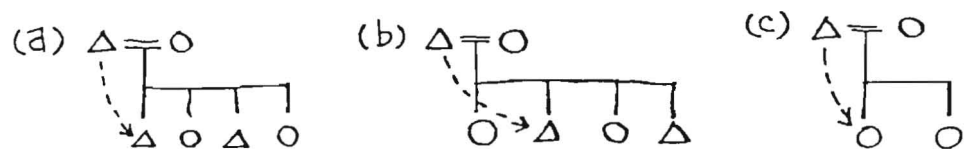


図15

前者が後者に「優先」することは、図15(b)のような事例によって、明らかであるように思われる。すなわち、図8において、前者は流れ図の上流に位置しており、39~40頁に示したプログラムの中でも、前者(DOループ20)は後者(DOループ40)に先行する位置を与えられている。

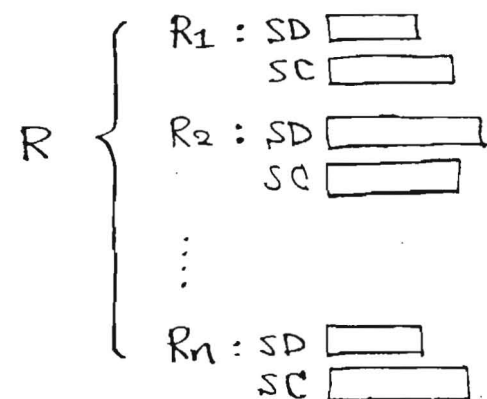
(しかし、このような「優先」関係が、男児と女児の間には、実際はたらくものとしても、規範 IA1, IA2 と規範 IA3 との間の順序に必然的に結びつく、とは限らない。というのは、それぞれの規範のSDを工夫することによって、順序に関する情報を与えがにすまうことができるからだ。すなわち、それぞれのSDを、

IA1) SD: +[G(I1)]+[M]      IA3 SD: +[G(I1)]-[M]  
IA2)

なるように定めればよいのであるから。このように、順序を、SDのなかにいれれば吸収させてしまえば、家の成員交替過程に関する規則のほとんどすべては、一連の順序に従って適用される規則体系と

いう体裁をとらなくても、無順序で互いに無縁な一群の規則の集合という表現をとることも、できるのである。清水が順序づけようとした一連の規則も、このような、互いに無縁で無順序な規則の集合と考えて、さしつかえはないだろう。

かくして、〈家〉の成員交替に関する規範を、Rとでも名づけるとするれば、Rは、無順序な規則  $R_1 \sim R_n$  の集合よりなる、と考えようと思われる。



さて、ゆえゆえは、〈家〉をどのようにとりだすことができたのか?

清水があげた、〈家〉の成員交替に関するあらゆる規範は、のこらず、11まのバタのような規則集合 R のなかに包摂することができるといえる。そして、〈家〉の本質を特徴づける規則性は、この R によって完全につくされる。〈家〉制度の形式的な記述として、R はひとつの妥当性をもつといえるであろう。すなわち、ゆえゆえは、〈家〉の存在性を、この R においてみるのである。R は〈家〉の本質の記述的対象化であり、〈家〉に関する命題は、すべてここからみちびかれるはずのものである。

N.B. 「家」とは必ずしも(家族)集団は、当該社会のあちこちに存在する。つまり、ゆえゆえは、〈家〉として適格(well-formed)な集団の集合なのである。しかし、そのひとつひとつの「家」や「家」集団が、〈家〉の存在性を構成しているわけではなない。むしろ、〈家〉とは、「家」として適格な集団を構成するための、潜在的な原理なのである。具体的



「家」集団は、人間語個体の必然的存続の自然過程——「出生と死亡」——によつて、刻々その形をかえ、移りかへていく。「家」は、つねに、崩壊しつつける。しかし、人は、それに対し、「認知的」な変形操作、R をもち、たちむかひ、自らの集団を「家」として実現していく。人の行為が明らかになるのは、かくされた〈家〉の断面にありつゝ。個々の「家」集団のたどる過程——111111は、〈家〉の parole——のさめさのなか、〈家〉の langue が存在する。

〈家〉規則 R から、11くつかのことを言ひうる。まず、〈家〉は「出自集団」ではない。R は、11かなる条件下で、P.I. が作動するか、を規定するものであるが、〈家〉への帰属は、出自原理(〈53〉式)とは全く異なるタイプの規則によつて、定まるからだ。それは、ことに、11ゆゆる「両養子」の存在(図16(a))、ならびに婿入者が「家連続音」となりうること(同(b))によつて、明らか



図16

である。このことは、〈家〉が、「直系家族」をも向てもなく、〈血縁〉をある程度幻想的な媒介にしてはいるものの、基本的にはある種の Social Frame と考へなければ、理解できないことを示している。

また、清水は、「婿養子」という概念の不当性を、指摘している。それは、決して「養子」ではない、DHにすぎない、というのだが、ゆゆゆゆも、〈家〉規則 R の定式から、清水の主張の妥当性をたしかめうるだろう。

かくして、〈家〉の存在をなすのは、規則 R である。「家長」の交替時期など、ゆゆゆゆが論じなかった若干の点を無視するとす

れば、〈家〉規則 R につくさぬ。R は、個々の「家」の成員状態の推移を逐一判別しつづけることで、実用論 (Pragmatics) に属してはいるが、R とい自身は、純然たる特殊部門からの出力である、かくして、ゆゆゆゆは、この段階でようやく生成的存記述の本来的対象を、明確な形で、手にした、と言えよう。これを、11頁に示した図3にあてはめるとすれば、つぎのようになりうる(図17)。

R の成立ちを、11ますこし仔細にたがめてみる。各規則の SD を示してはいる操作 (P.I., P.D.) は、たとえば、養子、婿入、... であり、(普通部門に記入してもよい、と思ひゆるほごめ) きゆめ一般性の高いものだ。もし、ゆゆゆゆが、〈家〉の特殊性に注目しようとするならば、それは、何をおいても、R の諸規則を構成する、11くつかの範疇をたゆゆゆゆ存らぬ。さ

きにのむたように、ゆゆゆゆは、R を構成する諸規則の SD, SC を定式化するに際しては、+ [M], + [Foreign] 等の、普遍的諸範疇 (universals) がかりでなく、I (世代——〈家〉における世代のかぎえ方は、やや特殊であるので)、K(I) (第i世代の「家連続音」なり(家長/主婦)、H(I) (世代化)、G(I) (第i世代の、排除予定音) といった、特殊な諸範疇 (particulars) を用いたのである。このように、〈家〉独自の特殊な諸範疇を、〈家〉範疇、とよぶことにしよう。(したがって、日本という個別社会の家族・親族空間の特殊性を解明する課題は、この、〈家〉範疇を解明することの上に、収斂するのである。このようにして、ゆゆゆゆに与えらぬべき課題とは、特殊部門からの出力 R のなかに含まれ

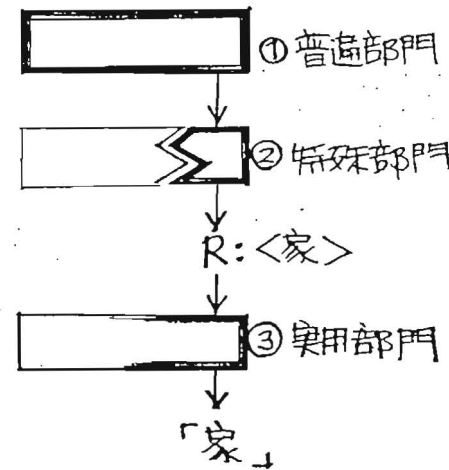
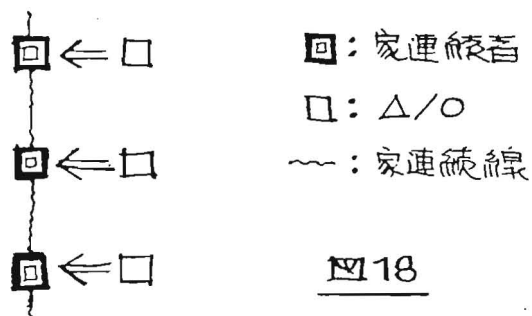


図17

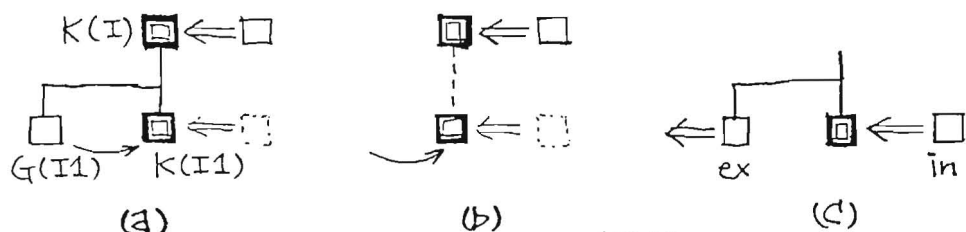
る〈家〉範疇を、普遍範疇（家族の基本範疇、および、性別その他の普遍的諸要素）や形式的な規則から構成されたものとして、ときあかたこと、すなわち、特殊部門の内幕を明らかにすることに、ほかならない。

〈家〉範疇は、右のよ  
うな ideal form によ  
って、よりよく表示され  
るであろう（図18）。こ  
れは、各世代の  $K(I)$  を  
示しているが、この図か  
ら、他の〈家〉範疇——  $G(I)$  や  $H(I)$  —— を定義することは、容易であるはずだ。



ここで、ゆいゆいは、〈家〉の本質について、つぎのような仮説をたてる——〈家〉は、その統合構造においては、個体の出自関係の上に自らを組織し、生成する、という原理を、おそろくもってあらわす。かえって、配偶（婚姻関係）の間に連続性（いゆば、婚姻の婚姻からの出自）をみとめていく、という仕方を、その原理としていふのだ、と。図16に再び注目してみるならば、この仮説の有望なことが、うなずけると思う。

図18を、少し変形・展開してみよう（図19）。次世代の配偶の1当事者は、「家連続者」（ $K(I)$ ）であって、これは、子（=排除予定者）のなからえらばれる（a）。子のなるときには、はじめから排除されたもののなから、「家連続者」がえらばれる（b）。〈家〉は、すべての「子」をいったん排除したあと、1



人にかぎり、そのメンバーをつれもどす、と考えてもよいかもしれない。もう一方の統合構造においては、〈家〉は、自らを秩序づける原理を欠いておるようであるが、清水の言ひ方、すなわち、「交通に付される人員を極大に」（清水 [1973]:66）する（つまり、1人以外はすべて排除する）ようないき方を、〈家〉がとるものであることを、ゆいゆいも、みとめておいてほしい。

では、図18に示すごとき、〈家〉範疇の原基は、11かに生成されるのか？

〈家〉の規範が支配するような家族・親族空間においては、すべてが個体は婚姻すべからざるものである。そうなる個体は、排除予定者のまま「家」にとどまり、社会的に「無」なる存在のままにいらなければならない。そこで、11ま、互いに結婚した夫婦だけからなるような、家族・親族空間を仮定する。互いに夫婦なる関係を、HWと示すことにしよう。

$$D \quad x_1 HW x_2 : x_1 H x_2 \vee x_1 W x_2 \quad \langle 76 \rangle$$

この2項関係は、対称的である。

$$Th \quad x_1 HW x_2 \Leftrightarrow x_2 HW x_1 \quad \langle 77 \rangle$$

つぎに、この家族・親族空間に、 $I_e$  なる集合を、考える。この集合は、夫婦のみを要素とする、たとえば、

$$ex \quad x_1 HW x_2 \in I_e \quad \langle 78 \rangle$$

は、 $x_1, x_2$  の夫婦が、 $I_e$  の要素であることを示している。

さて、ある仕方で、この  $I_e$  が、その要素  $x_1 HW x_2, y_1 HW y_2, z_1 HW z_2, \dots$  をつぎつぎにえらびだす仕方が、指定されるでしょう。すると、図18に示したような、〈家〉範疇の原基（ $I_e$ ）の生成が、えられたことになる、といえる。

ゆいゆいのため、 $I_e$  の規則は、根本的には、ある制約条件  $X$  のもとで、つぎのような関係が成り立つことである、と考えられる。

$$H \quad (x_1 HW x_2 \in I_e) / X \rightarrow y_1 HW y_2 \in I_e \quad \langle 79 \rangle$$

そこで、この  $X$  なる条件を特定化することを、考えよう。11ま、 $F/M$  なる2項関係を考え、これを、養子の場合を含め、前項

が後項のFを含むMであることをあらわす。ときめる。たとえば、

$$D \quad (x_1/x_2) F/M \ y_1 := (x_1 F y_1 \wedge x_2 M y_1) \vee (x_1 M y_1 \wedge x_2 F y_1) \quad \langle 80 \rangle$$

Ie の中で、 $x_1 HW x_2$   $y_1 HW y_2$  が相つぐく世代にわたる夫婦であるとき、少なくとも、 $y_1$  もしくは  $y_2$  の一方は、 $(x_1/x_2)$  に対し、上の  $\langle 80 \rangle$  を示したような関係にはいかならない。と考へておこうである。そこで、 $\langle 79 \rangle$  における制約条件を、つぎのように定式化してみることで、ゆいゆいの求める規則に近いものを与えることができるだろう。あらわす。

$$H \quad (x_1 HW x_2 \in Ie) / (y_1 HW y_2) \wedge (x_1/x_2) F/M (y_1 \vee y_2) \rightarrow y_1 HW y_2 \in Ie \quad \langle 81 \rangle$$

のようになるだろう。

N.B. 念のため、 $\langle 81 \rangle$  式を読みかたしめゆは、つぎのおである。《 $x_1$  と  $x_2$  の夫婦は、Ie をなしている。すなわち、 $y_1$  と  $y_2$  とが夫婦であって、しかも、 $y_1$  と  $y_2$  との内一方が、 $x_1$  と  $x_2$  との夫婦の果子もしくは養子であったとしよう。すると、この  $y_1$  と  $y_2$  の夫婦もまた、Ie のメンバーになる。この場合、 $y_1, y_2$  は  $x_1, x_2$  の次の世代の夫婦になっっている。》

ただちに明らかになるように、 $\langle 81 \rangle$  式は、 $\langle 家 \rangle$  最端の原基 (図18) をうみだすのに、適切である。なぜならば、上の代の夫婦  $x_1 HW x_2$  は、 $y_1 HW y_2$  以外に、同様な関係にある  $y_3 HW y_4, y_5 HW y_6, \dots$  を、みつけてしまいかもしれないからであり、また一方、下の代の夫婦  $y_1 HW y_2$  もまた、 $x_1 HW x_2$  の夫婦の他に、 $\langle 81 \rangle$  のような関係をみたす他の夫婦  $x_3 HW x_4, \dots$  をみつけることができるから、である。《家》の連続性にとっては、各世代一夫婦なることが、本質的である。夫婦相互のあいだの結びつきの一義性を、保証しなくてはならない。実際、「家連続者」同士が結婚することは、 $\langle 家 \rangle$  制度のもとでは、許されないのである。

そのように  $\langle 81 \rangle$  式を改良するための工夫として、さらに、商用制約条件をつか加えるのが適当だろう。そのような条件として、ゆ

いゆいゆは、 $x_1, x_2$  を追加してみる。  $x_1$  は、次のようである。

$$D \quad x_1: \sim \exists (x_3 HW x_4) ((x_3 HW x_4 \in Ie_2) / (y_1 HW y_2) \wedge ((x_3/x_4) F/M (y_1 \vee y_2)) \rightarrow y_1 HW y_2 \in Ie_2) \quad \langle 82 \rangle$$

N.B. 条件  $x_1$  を読みかたしめよう。《 $y_1$  と  $y_2$  との夫婦は、他の、たとえば  $x_3$  と  $x_4$  との夫婦のなす Ie に、属したりするものがないもの、とある。》

また、 $x_2$  は、 $x_1$  と対照的で、つぎのように示せる。

$$D \quad x_2: \sim \exists (y_3 HW y_4) ((x_1 HW x_2 \in Ie_1) / (y_3 HW y_4) \wedge ((x_1/x_2) F/M (y_3 \vee y_4)) \rightarrow y_3 HW y_4 \in Ie_2) \quad \langle 83 \rangle$$

N.B. 同じく  $x_2$  を読みかたしめると、《 $x_1$  と  $x_2$  との夫婦は、他の、たとえば  $y_3$  と  $y_4$  との夫婦のなす Ie の次の世代の夫婦としたりするものがないものとする。》

そこで、 $\langle 82 \rangle, \langle 83 \rangle$  の条件で、 $\langle 81 \rangle$  をかきかえうことにすれば、ゆいゆいは、 $\langle 家 \rangle$  最端の原基を生成するような、規則をうることができると思われよう。やや長いから、書きかえしめよう。

$$H \quad (x_1 HW x_2 \in Ie_1) / (y_1 HW y_2) \wedge (x_1/x_2) F/M (y_1 \vee y_2) \wedge \sim \exists (x_3 HW x_4) ((x_3 HW x_4 \in Ie_2) / (y_1 HW y_2) \wedge ((x_3/x_4) F/M (y_1 \vee y_2)) \rightarrow y_1 HW y_2 \in Ie_2) \wedge \sim \exists (y_3 HW y_4) ((x_1 HW x_2 \in Ie_1) / (y_3 HW y_4) \wedge ((x_1/x_2) F/M (y_3 \vee y_4)) \rightarrow y_3 HW y_4 \in Ie_1) \rightarrow y_1 HW y_2 \in Ie_1 \quad \langle 84 \rangle$$

$\langle 83 \rangle, \langle 84 \rangle$  式は、 $\langle 家 \rangle$  における異世代夫婦の連続が、互いに多くの夫婦との対立のもとに成り立つたことをしめしているの、妥当な条件だと思われよう。

N.B.  $\langle 84 \rangle$  式を、(省略(2)) 読みかたしめよう。《 $x_1$  と  $x_2$  との夫婦は、 $y_1$  と  $y_2$  との夫婦を、Ie<sub>1</sub> の次の世代の夫婦とするが、この結びつきは一義的であって、他のいかなる夫婦も、その両夫婦の一方にかつて、この位置をしめることはできない。》

$\langle 84 \rangle$  式は、もしかすると、本来、論理矛盾ないしは循環論法の原因となるものであるかもしれない、という疑もあるが、必要とされる論

理式の操作が非常に複雑になりそうに思われるので、この点の確認はしないでおく。

かくして、ゆいゆいは、〈家〉範疇の原基（図18の、*ideal form*）を生成する規則を、手にいれた。この規則がうみだす〈家〉範疇は、〈家〉の変異態たる、末子相続制の場合にも、同様に用いることができる。末子相続の場合には、〈家〉規則  $R$  のなかの、いくつかの規則の  $SD$  を、ゆいゆいは「よいの」である。

もし、ゆいゆいのえた〈84〉式の定式化が正しいとあるならば、ゆいゆいは、基本範疇（Basic Categories）な（普遍範疇（universals））から、基本的算法のみを用いて、〈家〉範疇を記述し、かくして、〈家〉規則  $R$  の全体を記述しおこした、と言えるかもしれない。〈84〉式は、〈家〉を生成する特殊規則として、特殊部門に書きこまれようである。

N.B. 〈家〉のおおむね、世代系列的な配偶連鎖を必要とするおんな社会とは、どのような社会であろうか？ —「しかし」言われるところに従えば、おそらく、人口一定、生産手段の相対的に均質な水準での分散所有、等々といった制約下の社会であることが考えよう。

〈家〉に関して語ることは、なお多く、また、ゆいゆいの見出した形式でも、まだ不徹底であるが、〈家〉に関しては、ここで筆をおくことにしよう。

## おまわり

この草稿をおえるにあたって、ゆいゆいは、当初の問題関心にたどり着けるがら、概括をこころみよう。

人間の家族・親族領域は、ゆいゆいのいう性関係の世界の、一様相である。人間は、自らの普遍的本性に従い、そのあくまで具体的な性関係のさまざまなあり様、規範化ないし範疇化を施し、互いに特定の血統者として、相互に出会うおこしをする。ゆいゆいは、そのような普遍的領域として、家族・親族空間をもっているのだ。

こうした、家族・親族空間の上に張られる、個別文化／社会の特殊な規範に染め上げられた、さまざまな構成体も、また、その「要素」的なるものの一定の結合方式による複合でしかありえない、という意味で、おびからく、一種生成的な記述の対象となるのだ。

一方、こうしたいくつかの特殊部門をもくぐることなく、普遍部門からいきなりグチャリと実用部門に投げだされた、家族範疇の現実態として、ゆいゆいは、純粋な家族のイター干をもつ。それは、核家族をもなく、ただ時と場合と都合に応じて、血親者のよりあつまった集合態である。

このようにさまざまな変異をちりばめた家族・親族領域の理論化ゆいゆいは、ゆいゆいはまだはじめたばかりであるが、ゆいゆいの試みには、なお突進の余地があるものと信じたい。

かくして、ゆいゆいは、ささやかな自信をもって、家族・親族空間もまた記号空間のなごうである、と云ってよいのだね。ないだろうか？

(3)

文献

藤爪大三郎

(追加)

Chomsky, Noam 1956 Three Models for the Description of Language I.R.E. Transactions on Information Theory 19-2:113-124.

\_\_\_\_\_ 1957 Syntactic Structures, Mouton, 藤原雄記『文法の構造』, 1963, 研究社.

\_\_\_\_\_ 1965 Aspects of the Theory of Syntax, M.I.T. 沼井稔記『文法理論の諸相』, 1970, 研究社.

Fox, Robin 1967 Kinship and Marriage, Penguin, 川中健二記『親族と婚姻』, 1977, 思索社.

藤爪大三郎 1971 「国家論」(未発表)

\_\_\_\_\_ 1973 「初期 Lévi-Strauss 研究」(未発表)

\_\_\_\_\_ 1975 「家族・親族・社会システム — 人類学的交配理論の論理とその拡張 —」『家族研究年報』1:12-24.

\_\_\_\_\_ 1977 「性別論(草稿)」(未発表)

Leech, Geoffrey 1974 Semantics, Penguin.

Lévi-Strauss, Claude 1949 Les structures élémentaires de la parenté, P.U.F.

\_\_\_\_\_ 1973 Réflexions sur l'atome de parenté, L'homme 13-3: ? - ? .

Lyons, John 1970 Chomsky, Fontana/Collins. 長谷川欣佑訳『チョムスキー』, 1972, 新潮社.

森口繁一 1973 JIS FORTRAN 入門 (第2版), 東京大学出版会.

太田朗・根田優 1974 『文法論 II』(英語学大系 4), 大修館.

清水昭俊 1970 「<家>の内的構造と科挙共同体 — 出雲の<家>制度. その一 —」『民族学研究』35-3:177-215.

\_\_\_\_\_ 1972 「<家>と親族: 家成員交替過程 — 出雲の<家>制度. その二 —」『民族学研究』37-3:186-213.

\_\_\_\_\_ 1973 「<家>と親族: 家成員交替過程(続) — 出雲の<家>制度. その三 —」『民族学研究』38-1:50-76. 『民族』

吉本隆明 1970 「南島論 — 親族・家族・国家の論理 —」144:78-114. 『島根の文化』:27-85. 1972, 三友社.

Lévi-Strauss, Claude 1945 L'analyse structurale en linguistique et en anthropologie Word 1-2:1-12. 佐々木明記. 「言語学と人類学における構造分析」『構造人類学』37-61. 1972, 研文書房.